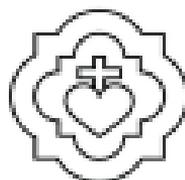


学 院 章



中央の十字架は信仰を、その下のハートは愛を表わす。
この信と愛とは学院名を表わすと共に、神と人に対する
人間像の象徴でもある。

学 院 標 語

"Cor unum et anima una"

「一つの心、一つの魂」

——使徒言行録 4：32——

祈り

聖父と聖子と聖霊の御名によって アーメン。

主の祈り

天におられるわたしたちの父よ、

御名が聖とされますように、

御国が来ますように、

みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように、

わたしたちの日ごとの糧を今日もお与えください、

わたしたちの罪をおゆるしてください、

わたしたちも人をゆるします、

わたしたちを誘惑におちいらせず、悪からお救いください、 アーメン

アヴェ・マリアの祈り

アヴェ・マリア、恵みに満ちた方、

主はあなたとともにおられます、

あなたは女のうちに祝福され、

ご胎内の御子イエスも祝福されています、

神の母聖マリア、

わたしたち罪びとのために、

今も、死を迎える時も、お祈りください、 アーメン

栄 唱

栄光は父と子と聖霊に、

初めのように今もいつも世々に、 アーメン

学 院 歌

松永キク 作詞
大戸勝郎 作曲

1. いしずき神の御手になり
 2. あまねき愛を心に
 いしずき神の御手になり
 あまねき愛を心に
 朝に祈る永遠の幸
 夕べに賛ふ神のわざ
 きよき教えを胸に秘め
 ともにたたさん尊き使命

- 一、くすしき神の御手になり
いしずき神の御手になり
只たゆみなくいそしみて
心ひとつに求め行く
- 高き理想のわれらの使命
- 二、あまねき愛を心に
朝に祈る永遠の幸
- 夕べに賛ふ神のわざ
きよき教えを胸に秘め
ともにたたさん尊き使命

目 次

学院の沿革	5 頁
建学の精神と教育理念	9 頁
教育目的・目標	10頁
ディプロマポリシー	11頁
カリキュラムポリシー	18頁
学 則 (抄)	17頁
履修規程	39頁
教職課程履修規程	54頁
教育実習・保育実習における内規	55頁
成績審査規程	56頁
長期履修学生規定	59頁
科目等履修生規定	62頁
特別追試験に関する内規	66頁
特別再試験に関する内規	67頁
学位規程	68頁
学生生活規程	70頁
学生心得	74頁
図書館利用規程	75頁
学友会規約	79頁
優等生表彰規程	84頁
英学制度	86頁
就職斡旋内規	87頁
学務分担	90頁
諸願・届の様式	92頁
年間行事予定表	98頁
学院の配置および学舎平面図	102頁
開講一覧表	108頁

学 院 の 沿 革

世界最大の宗教であるカトリックは、約2000年にわたって世界の思想・文化に偉大な貢献をしている。本学院はカトリックの修道会を設立母体とするミッション系の学院である。

本学院の設立母体「ショファイユの幼きイエズス修道会」は、カトリックの精神に基づく人生観をもった教育を目的として、1859年フランスにおいて創立された修道会である。

- 1877年 ショファイユの幼きイエズス修道会員、フランスより渡日
- 1930年 聖心幼稚園（久留米市日吉町3丁目9番地、現久留米カトリック教会内）設置
- 1961年 久留米信愛女学院高等学校設立認可（所在地、久留米市御井町2278の1）初代校長 シスター 松永キク就任
シスター セン・ポールショファイユの幼きイエズス修道会日本管区長 学校法人久留米信愛女学院理事長に就任
- 1962年 聖心幼稚園の設置者を、宗教法人ショファイユの幼きイエズス修道会から学校法人久留米信愛女学院に変更認可
- 1964年 幼稚園を本学院内現在地に移転、久留米信愛女学院幼稚園に名称変更
- 1966年 理事長にシスター アンネット・バリュエ就任
- 1968年 久留米信愛女学院短期大学設置認可（食物栄養科）
初代学長にシスター 松永キク就任
- 1969年 食物栄養科を食物専攻と食物栄養専攻に分離
- 1970年 ショファイユの幼きイエズス修道会総長 シスター シゼール・ディオヌヌ来訪、第一回卒業式に参列
学院創立10周年記念式典挙行政
- 1972年 第2代学長にシスター 黒木俊子就任

- 理事長にシスター 平山ヒサエ就任
- 1977年 開学10周年記念式典挙行
 ショファイユの幼きイエズス修道会被日100周年記念式典
 挙行
- 1980年 講堂兼体育館竣工
- 1981年 幼児教育科設置認可
 ショファイユの幼きイエズス修道会総長 シスター ルシ
 ル・タルディ来訪
- 1983年 ローマ教皇庁大使 マリオ・ピカ・ガスバリ大司教来訪
- 1984年 学院創立35周年記念式典挙行
 学院図書館竣工
 ショファイユの幼きイエズス修道会総長 シスター ルシ
 ル・タルディ来訪
 ショファイユの幼きイエズス修道会フランス管区長 シス
 ター エレーヌ来訪
 ショファイユの幼きイエズス修道会カナダ管区長 シスター
 リタ・メナー来訪
- 1985年 理事長にシスター 村田初子就任
- 1987年 学院食堂および学生寮竣工
 理事長にシスター 泉キリ江就任
- 1988年 食物栄養科を生活学科へ、幼児教育科を幼児教育学科へ名
 称変更
 食物栄養科食物専攻を生活学科生活文化専攻へ名称変更
- 1989年 2号館（研究棟）竣工
- 1990年 久留米信愛女学院中学校設立認可
- 1991年 理事長にシスター 沢山ミキコ就任
- 1992年 生涯学習センター（バイオレットホール）設置

- 1994年 生活学科生活文化専攻を生活文化学科へ、生活学科食物栄養専攻を食物栄養学科として設置
- 1995年 学院創立50周年記念式典挙行
体育館（グローリアホール）竣工
生活学科廃止
- 1996年 理事長にシスター 松尾京子就任
- 1998年 おもちゃライブラリー開館
マルチメディアセンター設置
- 2000年 第3代学長に高木善行就任
理事長にシスター 村田初子就任
- 2002年 情報社会学科設置
- 2003年 食物栄養学科を健康栄養学科へ名称変更
生活文化学科廃止
学生ホール設置
- 2004年 信愛コラボレーションプラザ「リリウム」開設
文部科学省より「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択
- 2006年 信愛スイーツ発売
健康栄養学科「食育やさいかるた」制作発表
- 2007年 情報社会学科をビジネスキャリア学科へ名称変更
財団法人 短期大学基準協会 第三者評価適格認定
- 2008年 幼児教育学科を120名、ビジネスキャリア学科を30名へ入学定員変更
ショファイユの幼きイエズス修道会創立150周年記念式典挙行
久留米市つどいの広場事業「信愛つどいの広場」開設
服装の自由化

- 2009年 文部科学省より「学生支援推進プログラム（学生支援GP）」に採択
 文部科学省より「大学教育充実のための戦略的・大学連携支援プログラム（大学連携GP）」に採択
 故 シスター 黒木復子大学葬
- 2010年 健康栄養学科をフードデザイン学科へ名称変更
 幼児教育学科を100名、フードデザイン学科を40名、
 ビジネスキャリア学科を40名へ入学定員変更
 文部科学省より「大学生の就業力育成支援事業（就業力育成GP）」に採択
 学院創立50周年記念式典挙
- 2011年 耐震補強工事（1号館・体育館）竣工
- 2012年 文部科学省より「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択
- 2015年 故 ベトロ高木善行神父追悼ミサ
 第4代学長に岡 聡就任
 一般財団法人 短期大学基準協会 第三者評価適格認定
 理事長にシスター 横田君代就任
- 2017年 ビジネスキャリア学科廃止
- 2018年 学校法人 久留米信愛学院に名称変更
 久留米信愛短期大学に名称変更
 男女共学化
 「くるめ信愛策」発売
- 2019年 フードデザイン学科を35名へ入学定員変更

建学の精神と教育理念

建学の精神は、キリストの教えに基づいた真の価値観を持つ人間を育成することである。ショファイユの幼きイエズス修道会創立者レース・アンティエの言葉に、「人々が神を知り、神を愛するようになるために、私たちの全生涯を捧げましょう」、そして「マリアにおいて幼子となられた神の愛を世に示す」とあるように、創立者とショファイユの幼きイエズス修道会のカリスマが本学の建学の精神の根底にある。

教育理念はこの建学の精神に基づいて、以下のように示されている。

カトリックの精神を基盤として、学生の全人的な開花を目指す。学生一人ひとりが主体性を確立し、それぞれの可能性を最大限に伸ばして自己形成を図ると共に、豊かな心をもって社会の建設に貢献する人間を育成する。この教育理念を具現化するため、5つの柱に従い教育する。

1. キリストの教えに根ざした教育
2. 一人ひとりを大切にする教育
3. 能力の開発を目指す教育
4. 自己形成を促す教育
5. 社会貢献への態度を形成する教育

教育目的・目標

建学の精神「キリストの教えに基づいた真の価値観を持つ人間を育成する」に基づいた本学全体及び学科の教育目的・目標は以下の通りである。

本学全体の教育目的・目標は、「自己を他者に生かす」ことのできる「豊かな心をもって社会の建設に貢献する人間を育成する」ことである。

幼児教育学科の教育目的・目標は、「自己を他者に生かす喜びを知り、子どもとの関わりの中で実践できる保育者を養成する。そのために子どもの発達を理解と支援に必要な知識、保育方法・技術を身につけた保育者を育成する」ことである。

フードデザイン学科の教育目的・目標は、「食に関するあらゆる場において、豊かな感性と総合的な技術をもった栄養士を養成する。すなわち、自己を他者に生かす喜びをもち、健康的な食事を計画・調理・提供できる基礎知識と食空間を演出できる応用力を身につけた栄養士を育成する」ことである。

ディプロマポリシー

教育目的・目標に基づいた本学のディプロマポリシー（学位授与の方針）は以下の通りである。

卒業までに身につけることとして、以下に掲げることが求められる。その所定の単位を修めた学生には卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

全学共通カリキュラムの「信愛教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を履修し、キリストの教えに基づく豊かな人格形成の基本を養うとともに、専門領域の学習の土台を培う。

所属学科における理論的・実践的授業を履修し、地域社会に専門的職業を通して貢献できる総合能力である以下の8項目を身につける。

幼児教育学科は、

1. キリストの教えに基づく価値観を土台とした子どもとの関わりを実践できる。
2. 現代社会に生きる人間に必要な教養を身につけ、社会の一員として責任ある行動ができる。
3. 子ども達の心身の発達についての知識を習得し、子ども理解を深め、一人ひとりの子どもに対応した関わりができる。
4. 子ども達の発達に合わせた支援の方法を身につけ、それを保育計画・実践に活用できる。
5. 保育者として必要な表現技術を習得し、子どもや保護者との円滑なコミュニケーションができる。
6. 保育者に求められる自己研鑽力を身につけ、保育者としての能力

を伸ばすことができる。

7. 子どもを取り巻く環境と保育者の果たす使命を知り、家庭や地域社会に保育者として貢献できる。
8. 創意工夫して実践する力を養い、保育の実践に活用できる。

フードデザイン学科は、

1. キリストの教えに基づく価値観を土台とし、人との関わりを実践できる。
2. 現代社会に生きる人間に必要な教養を身につけ、社会の一員として責任ある行動ができる。
3. 給食業務に必要とされる栄養士の実践的な知識と技術を身につけ、給食を運営することができる。
4. 健康管理の知識と技術を身につけ、対象者に応じた栄養指導を行うことができる。
5. 調理理論に基づいた技術を身につけ、おいしく安全な食事を作ることができる。
6. 食品中の栄養成分が生体内でどのように利用されるかを理解することができる。
7. 食と栄養に関する知識をより広い視点で総合的に捉える力を身につけ、家庭や地域社会に栄養士として貢献できる。
8. 医療事務に必要なとされる基礎的な知識と技術を身につけ、実践できる。

カリキュラムポリシー

教育目的・目標に基づいたカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）は以下の通りである。

幼児教育学科は、ディプロマポリシーに掲げた目標を達成するため、以下の教育内容と方法を実施する。

1. 教育内容

- ① 全学科共通の「信愛教育Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ」、「キリスト教概論」を履修し、キリストの教えに基づく価値観を土台に人格形成の基本を養う。
- ② 基礎教育科目群の履修を通して、現代社会に生きる人間としての教養を身につけるとともに、「キャリアガイダンスⅠ・Ⅱ」で自らのキャリアを考え、社会人としての基礎を築く。
- ③ 「乳児保育Ⅰ・Ⅱ」、「特別支援教育・保育Ⅰ・Ⅱ」、「発達心理学」と保育内容科目群の履修を通して子どもの心身の発達についての知識を習得し、子ども理解を深めて、一人ひとりの子どもの発達についての対応を学ぶ。
- ④ 子どもの保健や食と栄養に関する科目群の履修を通して子どもの発達に合わせた支援の方法を学ぶ。また、「教育課程論」「保育指導法Ⅰ・Ⅱ」「保育方法・技術」「モンテッソーリ教育法Ⅰ・Ⅱ」を通して子どもの発達に合わせた保育の考え方や方法を学ぶ。
- ⑤ 言語・音楽・身体・造形表現に関する科目群を通して保育者に求められる表現の技術の習得を図る。
- ⑥ 保育実習・教育実習の事前に実習の計画・準備、実習後に振り返りを行い、その中で保育者になるための自己研鑽を行う。また「保育・教職実践演習（幼稚園）」のなかで実習を含む今までの学習を

振り返り、自己の不足している点を明らかにし、それを補う学びを行い自己の研鑽力を高めて行く。

- ⑦ 「保育原理」「教育原理」「教職基礎論」の履修を通して日本の保育制度や基本的考え方などについて学ぶとともに、目指すべき保育者像を明らかにしてゆく。また社会福祉関係の科目群の履修を通して社会福祉の制度等の基本的な知識、現代社会における福祉の考え方などを学ぶとともに、実際の相談支援の方法等についての知識の習得を図る。そして教育実習・保育実習を通して保育の実際を学び、その中で子どもを取り巻く環境や保育者の使命についての理解を深める。
- ⑧ 「チャイルドプロジェクト」や選択科目群を自分の興味・関心に合わせて履修し、自らの研究課題設定やグループワークを通して学びの中で創意工夫する力を養う。

2. 教育方法

- ① 学修に対する自己評価、履修カルテの活用などを通して学びのフィードバックを行い、教育目的・目標に基づいたカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの整合性を図る。
- ② 専門教育科目では模擬保育などのロールプレイの手法を取り入れ、学生が実践力を高めることを図る。
- ③ ピアノなど個別の能力差のある分野については、個別指導を行い個々の能力に合わせた指導を実施する。
- ④ 主体的な学びの力を高めるために「チャイルドプロジェクト」や選択科目群の中でアクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施する。

フードデザイン学科は、ディプロマポリシーに掲げた目標を達成するため、以下の教育内容と方法を実施する。

1. 教育内容

- ① 全学科共通の「信愛教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「キリスト教概論」を履修し、キリストの教えに基づく価値観を土台に人格形成の基本を養う。
- ② 基礎教育科目群の履修を通して、現代社会に生きる人間としての教養を身につけるとともに、「キャリアガイダンスⅠ・Ⅱ」で自らのキャリアを考え、社会人としての基礎を築く。
- ③ 給食の運営科目群の「給食計画論」、「給食実務論」、「給食管理実習Ⅰ・Ⅱ」、「校外給食管理実習Ⅰ・Ⅱ」ならびに「栄養士情報処理演習」等の履修を通して、給食業務に必要とされる栄養士の実践的な知識と技術を習得する。
- ④ 栄養と健康科目群の「応用栄養学Ⅰ・Ⅱ」、「応用栄養学実習」、「臨床栄養学概論」、「臨床栄養学実習」、社会生活と健康科目群の「公衆衛生学」、「社会福祉概論」ならびに栄養の指導科目群の「栄養指導論」、「栄養指導演習」、「栄養指導実習」、「公衆栄養学概論」等の履修を通して、健康管理の知識と栄養指導の技術を習得する。
- ⑤ 給食の運営科目群の「調理学」、「基礎調理学実習Ⅰ・Ⅱ」、「応用調理学実習Ⅰ・Ⅱ」ならびに食品と衛生科目群の「食品衛生学」、「食品衛生学実験」等の履修を通して、調理理論に基づいた安全な食事を作る技術を習得する。
- ⑥ 健康と栄養科目群の「基礎栄養学Ⅰ・Ⅱ」、食品と衛生科目群の「食品学概論」、「食品学各論」、「食品学実験」ならびに人体の構造と機能科目群の「解剖学」、「生理学」、「生化学Ⅰ・Ⅱ」、「生化学実験」等の履修を通して、食品中の栄養成分の生体内活用について学ぶ。
- ⑦ 「栄養士基礎演習」、「栄養士総合演習Ⅰ・Ⅱ」、「フードプロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」等の履修を通して、食と栄養に関する知識をより広い視点で総合的に捉える力を身につけ、家庭や地域社会に栄

養士として貢献できる力を養う。

- ⑧ 「医療事務総論」、「医療事務演習」、「医療秘書実務学」、「医療秘書実務実習」等の履修を通して、医療事務に必要な基礎的な知識と技術を習得する。

2. 教育方法

- ① 学修に対する自己評価、履修カルテの活用などを通して学びのフィードバックを行い、教育目的・目標に基づいたカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの整合性を図る。
- ② 主体的な学びの力を高めるために、「給食計画論」、「給食実務論」、「フードプロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の中でアクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施する。
- ③ 専門教育科目では、とくに給食の運営における実務について演習および実習し、実践力の向上・強化を図る。
- ④ 「栄養士総合演習Ⅰ・Ⅱ」において、栄養士養成カリキュラムの総復習を行い、「栄養士実力認定試験」（一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催）で、自己の学習成果を確認する。

学 則 (抄)

第 1 章 総 則

第 1 条 本学はカトリック精神に基づき、教育基本法および学校教育法に従って、人格の完成をめざし、高い教育と実務的な専門の知識を授け、世界平和と国家社会に貢献しうる人物を育成することを目的とする。

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2. 前項の点検および評価に関する事項は別に定める。

第 2 章 学科、学生定員および修業年限

第 2 条 本学に幼児教育学科およびフードデザイン学科を置く。カトリック精神に基づき、幼児教育学科は「自己を他者に生かす喜びを知り、子どもとの関わりの中で実践できる保育者を養成する。そのために子どもの発達を理解と支援に必要な知識、保育方法・技術を身につけた保育者を育成する」、フードデザイン学科は「食に関するあらゆる場において、豊かな感性と総合的な技術をもった栄養士を養成する。すなわち、自分を他者に生かす喜びをもち、健康的な食事を計画・調理・提供できる基礎知識と食空間を演出できる応用力を身につけた栄養士を育成する」ことを目的とする。

2. 各学科および学生定員は次のとおりとする。

幼児教育学科 入学定員 100名 収容定員 200名

フードデザイン学科 入学定員 35名 収容定員 70名
合 計 入学定員 135名 収容定員 270名

第 3 条 本学の修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えられない。
第 3 条の 2 長期履修学生に関する必要な事項については、別に定める。

第 3 章 学年、学期および休業日

第 4 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 5 条 学年を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 学長は前項の期間を変更することができる。

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和25年法律178号)に規定する休日

(3) 春期休業日 3月20日から3月31日まで

(4) 夏期休業日 8月1日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月21日から1月7日まで

2. 学長は休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

3. 休業期間中であっても、実習その他を行うことができる。

第 4 章 入学、退学、除籍および休学

第 7 条 入学の時期は学年の始めとする。

第 8 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1つに該当す

る者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年9月9日文部科学省令第42号）（旧大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第43号））により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第 9 条 入学を志願する者は次の書類に入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の入学願書（写真添付）
- (2) 出身学校長の調査書（前条第3号ないし第6号および第7号該当者は入学資格を証明する書類をもってこれに代える）

第 10 条 入学志願書については、選考を行う。

2. 選考については別に定める。

第 11 条 前条に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人2名を定め、本学所定の入学手続きおよび宣誓を行わなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
3. 故なく所定の期日までに手続きを完了せず、または宣誓を

行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

第 12 条 本学に再入学、または転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2. 転入学を志願する者は現に在学する大学の学長の承認書を提出しなければならない。

3. 入学の時期は学期の始めとする。

4. 入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

5. 本条については、第 9 条を準用するほか、別に定める。

第 13 条 保証人の 1 名は父母（兄弟）またはこれに代わる親戚縁故者、他 1 名は原則として福岡県内またはその近郊に居住する者とし、独立の生計を営み、確実に保証人の責を履行できる成年者でなければならない。ただし、学長が必要と認めるときは、これを変更させることがある。

2. 保証人が死亡または前項の資格を失ったとき、または氏名・住所等に異動があったとき、あるいは保証人を変更したときは遅滞なく学長に届出なければならない。

第 14 条 学生が氏名を改め、または転籍、転居したときは直ちにその旨学長に届出なければならない。

第 15 条 退学しようとするときは、その事由を詳細に示し、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。疾病による場合、医師の診断書を添付しなければならない。

第 16 条 学生が他の大学に転学または受験しようとするときは、学長に退学届を提出しなければならない。

第 17 条 次の各号の 1 つに該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料その他の費用の納付を怠り、督促を受けても所定の期限までに納付しない者
- (2) 第3条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第19条に規定する休学期間を超えて復学を願ひ出ない者

第18条 疾病その他やむを得ない事由で1か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ学長に休学願を提出し、許可を受けて休学することができる。疾病による場合、医師の診断書を添えなければならない。

2. 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第19条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。

2. 休学の期間は在学期間に算入しない。
3. 休学の事由が止み復学しようとするときは、前条に準じ復学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第5章 教育課程、単位算定基準および学習の評価

第20条 授業科目は、基礎教育科目および専門教育科目に分け別表第1から別表第4までのとおりとする。

2. 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目および日本事情に関する科目を開設することができる。
3. 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校または高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下、帰国子女という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。

第 21 条 1 年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第 22 条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、1時間の講義に対し教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対し教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習および実技については、学修はすべて実験室、実習場等で行われるものとし、45時間の実験、実習または実技をもって1単位とする。

第 23 条 1つの授業科目を履修した者に対しては、考査（試験、学修の報告、実習状況、平常の学習状況）のうち合格した者には、その科目の修了を認める単位を与える。

第 24 条 考査は各期末に行い、その評価は AA・A・B・C・D・F をもって表し、AA・A・B・C を合格、D を不合格、F を失格・放棄とする。

第 25 条 病気その他やむを得ない事由で定期試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第 26 条 定期試験において不合格の科目があった者に対しては、再試験を行うことがある。

第 27 条 試験に関する規定は別に定める。

第 28 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生が当該他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位

数は30単位を超えないものとする。

3. 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 28 条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位とあわせて30単位を超えないものとする。

第 29 条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位（第31条の2の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を与えることができる。

2. 前項により修得したものとみなしまたは与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、前条および前条の2の単位と合わせて30単位を超えないものとする。

3. 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

第 30 条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学または大学との協議により学生に休学することなく当該外国の短期大学等に留学し学修することを認めることがある。

2. 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、第28条、第28条の2および前条の単位と合わせて45単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3. 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 31 条 外国人留学生在が第30条第2項に規定する授業科目の単位を修

得したときは、これらの単位をもって基礎教育科目の単位に代えることができる。

2. 前項の規定は、帰国子女が第20条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。
3. 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第31条の2 本学の学生以外の者で1または複数の授業科目を履修する者（以下、科目等履修生という）に対し、単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。
3. 科目等履修生に関する必要な事項については、別に定める。

第6章 履修方法および卒業

第32条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基礎教育科目に関する授業科目については、幼児教育学科においては別表第1により、フードデザイン学科においては別表第2により、それぞれ12単位以上。
- (2) 専門教育科目に関する授業科目については、幼児教育学科においては別表第3により、フードデザイン学科においては別表第4により、それぞれ50単位以上。

第33条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目および単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第33条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2. 学位規程に関する必要な事項については、別に定める。

第 34 条 本学において取得することができる免許(状)および資格等の種類は次のとおりとする。

学 科	免許(状)および資格等
幼 児 教 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状 保 育 士
フードデザイン学科	栄 養 士 免 許

2. 幼児教育学科に在籍し、教育職員免許状を得ようとする者は、第32条に規定するもの並びに教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を充足して修得しなければならない。

3. フードデザイン学科に在籍し、栄養士法第2条の規定に基づく栄養士の免許を得ようとする者は、第32条に規定するもののほか、栄養士法および同法施行規則に定める科目および単位並びに本学が履修規程で定める科目および単位を充足して修得しなければならない。

4. 幼児教育学科に在籍し、児童福祉法施行令第13条第1項第1号の規定に基づく保育士の資格を得ようとする者は、第32条に規定するもの並びに児童福祉法施行規則第29条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める科目および単位を充足して修得しなければならない。

5. フードデザイン学科に在籍し、医療秘書実務士の資格を得ようとする者は、第32条に規定するもの並びに日本医療福祉実務教育協会の定める科目および単位を充足して修得しなければならない。

6. 幼児教育学科に在籍し、レクリエーション・インストラク

ターおよびスポーツ・レクリエーション指導者の資格を得ようとする者は、公共財団法人日本レクリエーション協会の定める科目および単位を充足して修得しなければならない。

7. 幼児教育学科に在籍し、認定ベビーシッターの資格を得ようとする者は、保育士資格の取得に必要な教科目のほかに社団法人全国保育サービス協会の定める科目および単位を充足して修得しなければならない。
8. フードデザイン学科に在籍し、フードアナリスト4級の資格を得ようとする者は、第32条に規定するもの並びに社団法人日本フードアナリスト協会の定める科目および単位を充足して修得しなければならない。
9. フードデザイン学科に在籍し、食空間コーディネーター3級の資格を得ようとする者は、第32条に規定するもの並びに食空間コーディネート協会の定める科目および単位を充足して修得しなければならない。

第 7 章 授業料、入学申込金およびその他の費用

第 35 条 入学を志願する者は、入学校定料として別表第5に規定する金額を納付しなければならない。

2. 委託訓練学生については、別に定める。

第 36 条 入学を許可された者は、入学申込金およびその他の経費として、別表第6に規定する金額を納付しなければならない。

2. 前項の金額を所定の期日までに納付しない場合は、入学の許可を取り消すことがある。

3. 委託訓練学生については、別に定める。

第 37 条 授業料およびその他の費用は別表第7に規定する金額とし、

等分して4月および10月の所定の期日までに納付しなければならない。

2. 委託訓練学生については、別に定める。

第 38 条 経済的事情により授業料を納付することができない者、または所定の期日に納付困難な者に対しては、難い出により貸与、月割分納、延納の許可または給付することがある。

第 39 条 復学した者、退学もしくは転学した者、または退学もしくは停学を命ぜられた者については、その期の授業料およびその他の費用を徴収する。ただし、特段の事情があると認められるときは、教授会の議を経て学長が猶予または給付することができる。

2. 1 学期を通じて休学した場合には、その期の授業料を給付する。

第 40 条 既納の授業料、入学申込金、その他の費用は如何なる事由があっても返還しない。

第 8 章 賞 罰

第 41 条 学術、徳行、その他の業績において特に優秀と認められる学生に対しては表彰することがある。

第 42 条 懲戒は、けん責、停学および退学とする。

2. 次の各号の 1 つに該当する者は、学長がこれを懲戒する。

- (1) 本学の規則に違反した者
- (2) 学内の秩序を乱し、または学生の本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (5) 正当な事由がなく出席常でない者

第 9 章 職員組織

第 43 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員

2. 学長は学務を掌り、所属職員を統督する。
3. 教授は学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
4. 准教授は学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
5. 講師は教授または准教授に準ずる職務に従事する。
6. 助教は（大学の定める）特定の事項について学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
7. 助手は教育研究を補助する。
8. 事務職員は学内における事務を処理する。
9. その他の職員は上司の命を受け、与えられた業務に従事する。
10. 学務分掌に関しては別に定める。

第 10 章 教授会および各種委員会

第 44 条 本学に教授会を置き、学長および教授をもって構成する。

2. 学長が必要と認めるときは、前項以外の者を教授会に参加させることができる。
3. 学長は教授会を招集し、その議長となる。

第 45 条 教授会は次に掲げる項目を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 教務に関する事項
- (3) 輔導に関する事項
- (4) 本学の教育、研究に関する事項

- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 学生の入退学、卒業等に関する事項
- (7) 学生の懲戒に関する事項
- (8) その他重要な事項

第 46 条 教授会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2. 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第 47 条 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第 48 条 教授会の下部機関として各種委員会を設ける。

- 2. 各種委員会の運営に関する事項は、教授会に諮り学長が定める。

第 11 章 図 書 館

第 49 条 本学に図書館を置く。

- 2. 図書館の管理、運営、その他必要な事項は別に定める。

第 12 章 委託生および外国人学生

第 50 条 公共団体、その他の機関または外国政府から本学の特定の科目につき履修する者を委託されたときは、本学の学生の修学を妨げない場合限り、選考のうえ委託生として在学を許可することがある。

第 51 条 外国人で第 8 条に定める資格を有し、入学を志願する者があるときは選考のうえ、外国人学生として入学を許可することができる。

- 2. 外国人学生は、定員外とする。

第 52 条 委託生および外国人学生は、正規の課程の学生と同じく学則

およびその他の規則を守らなければならない。

第 13 章 育英・奨学制度

第 53 条 本学の学生に対し、育英・奨学の制度を設ける。

2. 前項の制度に関する事項は、別に定める。

第 14 章 公開講座

第 54 条 地方文化向上発展に資するため、公開講座、講習会等を開催することがある。

2. 前項に関する細目は、別に定める。

別表第1 基礎教育科目および単位数（幼児教育学科）

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	合計	
基 礎 教 育 科 目	キリスト教概論	2		2	卒業要件 62単位以上
	創愛教育Ⅰ	1		1	
	創愛教育Ⅱ	1		1	
	創愛教育Ⅲ	1		1	
	創愛教育Ⅳ	1		1	
	英 語 Ⅰ		※1	1	基礎教育科目 12単位以上必修
	英 語 Ⅱ		※1	1	
	英 語 Ⅲ		※1	1	
	英 語 Ⅳ		※1	1	
	英 語 Ⅴ		※1	1	
	フ ラ ン ス 語 Ⅰ		※1	1	※1、2のうちいずれか 2単位以上必修
	フ ラ ン ス 語 Ⅱ		※1	1	
	生活とスポーツⅠ	1		1	
	生活とスポーツⅡ	1		1	
	情 報 科 学		2	2	
	キャリアガイダンスⅠ		1	1	
	キャリアガイダンスⅡ		1	1	
	日 本 文 学		※2	2	
	日 本 国 憲 法		※2	2	
	心 理 学		※2	2	
ヨーロッパ文化		※1	1		
生 活 と 環 境		※2	2		
生 命 と 自 然		※2	2		
基礎統計学		※2	2		
合 計	8	24	32	※3のうちいずれか 2単位以上必修	

別表第2 基礎教育科目および単位数（フードデザイン学科）

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	合計	
基 礎 教 育 科 目	キリスト教概論	2		2	卒業要件 32単位以上
	信 愛 教 育 Ⅰ	1		1	
	信 愛 教 育 Ⅱ	1		1	基礎教育科目 12単位以上必修
	信 愛 教 育 Ⅲ	1		1	
	信 愛 教 育 Ⅳ	1		1	※1、2のうちいずれか 2単位以上必修
	英 語 Ⅰ		#11	1	
	英 語 Ⅱ		#11	1	
	英 語 Ⅲ		#11	1	
	英 語 Ⅳ		#11	1	
	英 語 Ⅴ		#11	1	アメリカ語学研修
	フ ラ ン ス 語 Ⅰ		#11	1	※3のうちいずれか 4単位以上必修
	フ ラ ン ス 語 Ⅱ		#11	1	
	キャリアガイダンスⅠ		1	1	
	キャリアガイダンスⅡ		1	1	
	日 本 文 学		#12	2	
	日 本 国 憲 法		#12	2	
	心 理 学		#12	2	
	コ ー ロ ッ パ 文 化		#11	1	ヨーロッパ研修
	生 活 と 環 境		#12	2	※3のうちいずれか 4単位以上必修
生 命 と 自 然		#12	2		
基 礎 統 計 学		#12	2		
合 計		6	22	28	

別表第3 専門教育科目および単位数（幼児教育学科）

授業科目	単位数			備 考
	必修	選択	合計	
保育原理	2		2	専門教育科目 必修20単位 選択68単位中 20単位以上必修 計50単位以上必修
教育原理*1		2	2	
教職基礎論		2	2	
社会福祉論		2	2	
子ども家庭福祉	2		2	
子ども家庭支援論		2	2	
社会的養護Ⅰ		2	2	
社会的養護Ⅱ		1	1	
発達心理学		2	2	
子どもの理解と援助		1	1	
保育方法・技術*2		1	1	
幼児理解		2	2	
子ども家庭支援の心理学		2	2	
保育・教育相談支援		1	1	
子どもの保健	2		2	
子どもの健康と安全		1	1	
子どもの食と栄養Ⅰ		1	1	
子どもの食と栄養Ⅱ		1	1	
教育課程論		2	2	
保育内容総論*2		1	1	
保育内容健康*2		1	1	
保育内容人間関係*2		1	1	
保育内容環境*2		1	1	
保育内容言葉*2		1	1	
保育内容表現*2		1	1	
音楽表現*2		1	1	
造形表現*2		1	1	
身体表現*2		1	1	
言語表現*2		1	1	
保育指導法Ⅰ*2		1	1	
保育指導法Ⅱ*2		1	1	

*1 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）を含む

*2 指導技法及び教材の活用を含む

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	合計	
乳 児 保 育 Ⅰ	2		2	*3 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含む
乳 児 保 育 Ⅱ		1	1	
特別支援教育・保育Ⅰ		1	1	
特別支援教育・保育Ⅱ		1	1	
声 楽	1		1	
幼 児 音 楽 Ⅰ	1		1	
幼 児 音 楽 Ⅱ	1		1	
幼 児 音 楽 Ⅲ	1		1	
ビ ア ノ Ⅰ	1		1	
ビ ア ノ Ⅱ	1		1	
ビ ア ノ 演 奏 Ⅱ		1	1	
器 楽 合 奏	1		1	
音 楽 保 育		1	1	
基 礎 造 形 Ⅰ	1		1	
基 礎 造 形 Ⅱ	1		1	
体 育	1		1	
モンテッソーリ教育法Ⅰ		1	1	
モンテッソーリ教育法Ⅱ		1	1	
レクリエーション概論		2	2	
スポーツ・レクリエーション概論		2	2	
レクリエーション指導法		1	1	
在 宅 保 育 論		2	2	
チャイルドプロジェクト	2		2	
保 育 実 習 指 導 Ⅰ		2	2	
保 育 実 習 指 導 Ⅱ		1	1	
保 育 実 習 指 導 Ⅲ		1	1	
保 育 実 習 Ⅰ		4	4	
保 育 実 習 Ⅱ		2	2	
保 育 実 習 Ⅲ		2	2	
教 育 実 習 *3		5	5	
保育・教職実践調査(幼稚園)		2	2	
合 計	20	70	90	

別表第4 専門教育科目および単位数（フードデザイン学科）

授業科目		単位数			備 考	
		必修	選択	合計		
社会生活と健康	公衆衛生学		2	2	専門教育科目 必修 22単位 選択 33単位中 28単位以上必修 計 55単位以上必修	
	社会福祉概論		2	2		
人体の構造と機能	解剖学		2	2		
	生理学		2	2		
	生化学Ⅰ		2	2		
	生化学Ⅱ		2	2		
	生化学実験		1	1		
食品工と衛生	食品学概論	2		2		食品工学を含む
	食品学各論		2	2		
	食品学実験		1	1		
	食品工学実習		1	1		
	食品衛生学	2		2		
	食品衛生学実験		1	1		
栄養と健康	基礎栄養学Ⅰ	2		2		
	基礎栄養学Ⅱ		1	1		
	応用栄養学Ⅰ	2		2		
	応用栄養学Ⅱ		1	1		
	応用栄養学実習		1	1		
	臨床栄養学概論		2	2		
	臨床栄養学実習		1	1		
栄養の指導	栄養指導論	2		2		
	栄養指導演習	1		1		
	栄養士資格取得演習		1	1		
	栄養指導実習		1	1		
	公衆栄養学概論		2	2		

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	合計	
給食の運営	調 理 学	2		2	
	基礎調理学実習Ⅰ	1		1	
	基礎調理学実習Ⅱ	1		1	
	応用調理学実習Ⅰ		1	1	
	応用調理学実習Ⅱ		1	1	
	給食計画論	1		1	
	給食実務論	1		1	
	給食管理実習Ⅰ		1	1	
	給食管理実習Ⅱ		1	1	
	校外給食管理実習Ⅰ		1	1	学外実習
	栄養士基礎演習	1		1	
	フードプロジェクトⅠ	1		1	
	フードプロジェクトⅡ	1		1	
	フードプロジェクトⅢ	1		1	
	フードプロジェクトⅣ	1		1	
	栄養・生化学演習		1	1	
	栄養士総合演習Ⅰ		1	1	
	栄養士総合演習Ⅱ		1	1	
	校外給食管理実習Ⅱ		1	1	学外実習
	フードアナリスト概論		1	1	
	フードアレンジ演習		1	1	
	フードインターンシップ		1	1	
	製菓・製パン演習		1	1	
	医療事務概論		2	2	
	情報処理演習		1	1	
	医療事務演習		1	1	
	医療秘書実務学		2	2	
	医療秘書実務実習		1	1	学外実習
	介護概論		2	2	
薬と検査		2	2		
合 計	22	62	74		

別表第5 入学検定料

区分	適用者の資格	金額	備考
1	第8条第1号～第6号該当者	27,000円	推薦・試験・AO入試
		10,000円	センター試験併入試
2	第8条第7号該当者	2,000円	資格認定試験
		4,000円	入学試験

別表第6 入学申込金およびその他の経費

費目	金額	備考
入学申込金	200,000円	入学時のみ
施設設備費	120,000円	入学時
	120,000円	2年次前期

別表第7 授業料およびその他の費用

費目	金額	備考	
授業料	550,000円	年額	
教育充実費	180,000円	年額	
冷暖房費	10,000円	年額	
実験 実習費	幼児教育学科	70,000円	年額
	フードデザイン学科	80,000円	

附 則

本学則は昭和43年4月1日から施行する。

(中略)

本学則は平成17年4月1日から施行する。

本学則は平成18年3月1日から施行する。

本学則は平成18年4月1日から施行する。

本学則は平成19年4月1日から施行する。

本学則は平成20年4月1日から施行する。

本学則は平成21年4月1日から施行する。

本学則は平成22年4月1日から施行する。

本学則は平成23年4月1日から施行する。

本学則は平成24年4月1日から施行する。

本学則は平成25年4月1日から施行する。

本学則は平成26年4月1日から施行する。

本学則は平成27年4月1日から施行する。

本学則は平成28年4月1日から施行する。

本学則は平成29年4月1日から施行する。

本学則は平成30年4月1日から施行する。

本学則は平成31年4月1日から施行する。

2. 本学則は平成31年4月入学者から適用する。

履修規程（学則第6章参照）

授業科目の履修

- 第1条 本学を卒業するためには、学生はこの履修規程に従って授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。
- 第2条 学生は、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。
- 履修を中止する場合は、所定の期日までに履修中止届を提出しなければならない。
 - 前項の規定に反し、履修中止届を提出せずかつ履修しない場合は失格とする。
- 第3条 開講する授業科目および単位数は、学則第20条の別表第1から別表第4までのとおりである。
- 第4条 履修登録することができる単位数の上限は、別表1のとおりである。
- 第5条 所属する学科以外で開講される科目に関しては、所定の手続きを行い、科目担当および教授会がその履修を認めた場合、他学科の開講科目を履修できる。ただし、修得した単位を卒業要件である単位数に算入することはできない。
- 第6条 本学卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、別表Ⅱの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第7条 本学卒業と同時に栄養士の免許を得ようとする者は、別表Ⅲの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第8条 本学卒業と同時に保育士の資格を得ようとする者は、別表Ⅳの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第9条 本学卒業と同時に医療秘書実務士の資格を得ようとする者は、別表Ⅴの授業科目および単位を修得しなければならない。

- 第 10 条 本学卒業と同時にレクリエーション・インストラクターおよびスポーツ・レクリエーション指導者の資格を得ようとする者は、する者は、別表VIの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第 11 条 本学卒業と同時に認定ベビーシッターの資格を得ようとする者は、別表VIIの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第 12 条 本学卒業と同時にフードアナリスト4級の資格を得ようとする者は、別表VIIIの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第 13 条 本学卒業と同時に食空間コーディネーター3級の資格を得ようとする者は、別表IXの授業科目および単位を修得しなければならない。
- 第 14 条 都合により、開講されない授業科目もある。
- 第 15 条 特別追試験については別に定める。
- 第 16 条 特別再試験については別に定める。

附 則

この規程は昭和52年4月1日より施行する。

(中略)

この規程は平成15年4月1日より施行する。

この規程は平成16年4月1日より施行する。

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成20年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成22年10月1日より施行し、平成22年4月入学者より適用する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成26年4月1日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。

2. この規程は平成31年4月入学者より適用する。

別表1 履修登録することができる単位数の上限

原則として、各期に履修登録できる単位数の上限は、次のとおりである。

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
30単位	25単位	25単位	20単位

ただし、次の学外実習科目は上限を超えて履修登録できる。

両学科	英語V(1単位)、ヨーロッパ文化(1単位)
幼児教育学科	保育実習Ⅰ(4単位)・Ⅱ(2単位)・Ⅲ(2単位)、 教育実習(5単位)の計13単位
フードデザイン 学科	校外給食管理実習Ⅰ(1単位)・Ⅱ(1単位)、フード インターンシップ(1単位)、医療秘書実務実習(1単 位)の計4単位

また、前学期において、GPAが3.2以上の学生は、次の学期に2単位多く履修登録ができる。

別表Ⅱ 教育職員免許法および同法施行規則に基づく免許状取得に必要な科目および単位数【幼稚園教諭二種免許状】

	施行規則に定める科目区分等	単位数	左記に対応する開設授業科目	
			必修	選択
専領域に関する事項	国語	4	言語表現	1
	算数			
	生活			
	音楽		幼児音楽Ⅰ	①
	美術		ビジュアルⅠ	①
	図画工作		風貌造形Ⅰ	1
指導領域及び関係保育する内容の科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	保育内容総論	1
			保育内容健康	1
			保育内容人間関係	1
			保育内容環境	1
			保育内容言語	1
			保育内容表現	1
			音楽表現	1
			造形表現	1
			身体表現	1
			保育指導法Ⅰ	1
			保育指導法Ⅱ	1
関教育の基礎的科目に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び児童、教職の意義及び教育の役割・職域内容（チーム学校連携への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は政策的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※1 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	教育原理 <small>（必修）</small>	2
			教職基礎論	2
			発達心理学	2
			特別支援教育・保育Ⅰ	1
			教育課程論	2

	施行規則に定める 科目区分等	単 位	左記に対応する開設授業科目	単 位	
				必修	選択
専攻時間 制同僚 指導等・ 心身 教育介 育学的 制法を 科及び学 等が習 目に生か	教育の方法及び設備（情報機器 及び教材の活用を含む。）	4	保育方法・技術	1	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解	2	
	教育相談（オケンセリングに関 する基礎的な知識を含む。）の 理論及び方法		保育・教育相談支援	1	
科に教 育実 習実 行日数	教 育 実 習	6	教 育 実 習	5	
	学 校 体 験 活 動				
	教 職 実 践 演 習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	
	日 本 国 憲 法	2	日 本 国 憲 法	2	
	体 育	2	生活とスポーツⅠ	1	
			生活とスポーツⅡ	1	
	外国語コミュニケーション	2	英 語 Ⅰ *2		1
			英 語 Ⅱ *2		1
			フ ラ ン ス 語 Ⅰ *3		1
			フ ラ ン ス 語 Ⅱ *3		1
情 報 機 器 の 操 作	2	情 報 科 学	2		

○印 これらより1科目選択必修

*2または*3のいずれか2単位選択必修

別表Ⅱ 栄養士法および同法施行規則に基づく栄養士免許取得に必要な科目および単位数 【栄養士免許】

栄養士法規定科目	単位数		左記に対応する 本学の授業科目	単位数		備 考
	講義 の単 位数	実験 の単 位数		講義 の単 位数	実験 の単 位数	
社会生活と健康	4		公衆衛生学	2		
			社会福祉概論	2		
			社会生活と健康の応用概論	2		
人体の構造と機能	8	>4	解剖学	2		
			生理学	2		
			生化学	1	2	
			生化学	1	2	
			生化学実験		1	
食品と衛生	6		人々の食品と健康の応用概論	8	1	
			食品学概論	2		
			食品学名論	2		
			食品学実験		1	
			食品加工学実習		1	
			食品衛生学	2		
			食品衛生学実験		1	
栄養と健康	8	>10	食品と衛生の応用概論	6	2	
			基礎栄養学Ⅰ	1	2	
			基礎栄養学Ⅱ	1	1	
			応用栄養学Ⅰ	1	2	
			応用栄養学Ⅱ	1	1	
			応用栄養学実験		1	
			臨床栄養学概論	2		
			臨床栄養学実験		1	
			栄養と健康の応用概論	8	2	
			栄養の指導	6		栄養指導論
栄養指導実習	1					
栄養士資格取得演習	1					
栄養指導実習		1				
公衆栄養学概論	2					
給食の運営	4		給食の運営の応用概論	6	1	
			調理学	2		
			基礎調理学実習Ⅰ		1	
			基礎調理学実習Ⅱ		1	
			応用調理学実習Ⅰ		1	
			応用調理学実習Ⅱ		1	
			給食計画論	1		
			給食実地論	1		
			給食管理実習Ⅰ		1	
			給食管理実習Ⅱ		1	
給食給食管理実習Ⅰ		1				
給食の運営の応用概論	4	7				
小計	36	14	小計	50	14	
合計	50		合計	50		

別表Ⅳ 児童福祉法および同法施行規則に基づく保育士資格に必要な教科目および単位数（保育士資格）

1. 教養科目

告示による教科目				本学における教科目の開設状況等		
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数
教 養 科 目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	キリスト教概論	講義	2
				信 愛 教 育 Ⅰ	演習	1
				信 愛 教 育 Ⅱ	演習	1
				信 愛 教 育 Ⅲ	演習	1
				信 愛 教 育 Ⅳ	演習	1
				キャリアガイダンスⅠ	演習	1
				キャリアガイダンスⅡ	演習	1
				日 本 文 学	講義	2
				日 本 国 憲 法	講義	2
				心 理 学	講義	2
				ヨーロッパ文化	演習	1
				生 活 と 郷 土	講義	2
				生 命 と 自 然	講義	2
				基 礎 統 計 学	講義	2
	外国語	演習	2以上	英 語 Ⅰ	演習	1
				英 語 Ⅱ	演習	1
				英 語 Ⅲ	演習	1
				英 語 Ⅳ	演習	1
				英 語 Ⅴ	演習	1
				フ ラ ン ス 語 Ⅰ	演習	1
体育	講義 実技	1	生活とスポーツⅠ	講義	1	
			生活とスポーツⅡ	実技	1	

2. 必修科目

告示別表第1による選修すべき科目・単位数				本学における教材の開発状況等			
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉論	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2	教職基礎論	講義	2	
	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	
保育の内容・方法に関する科目	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	
				子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	
	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	
	保育内容演習	演習	5	保育内容健康	演習	1	
				保育内容人間関係	演習	1	
				保育内容知能	演習	1	
				保育内容言葉	演習	1	
				保育内容表現	演習	1	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現	演習	1	
				造形表現	演習	1	
				身体表現	演習	1	
				言語表現	演習	1	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		
障害児保育	演習	2	特別支援教育・保育Ⅰ	演習	1		
			特別支援教育・保育Ⅱ	演習	1		
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		
子育て支援	演習	1	保育・教育相談支援	演習	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(必修)	演習	2	

3. 選択必修科目

告示別表第2による設置すべき科目・単位数				本学における教科の履修状況等					
系 列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	必修		
保育の対象の理解に関する科目				15 単 位 以 上	幼 児 理 解	講義	2	6 単 位 以 上 必 修	
保育の内容・方法に関する科目					保育方法・技術	演習	1		
					モンテッソーリ教育法Ⅰ	演習	1		
					モンテッソーリ教育法Ⅱ	演習	1		
					音 楽 使 育	演習	1		
					チャイルドプロジェクト	演習	2		
					保育指導法Ⅰ	演習	1		
					保育指導法Ⅱ	演習	1		
					基礎造形Ⅰ	演習	1		
					基礎造形Ⅱ	演習	1		
					体 育	演習	1		
					声 楽	演習	1		
					幼児音楽Ⅰ	演習	1		
					幼児音楽Ⅱ	演習	1		
				幼児音楽Ⅲ	演習	1			
ピアノ演奏法	演習	1							
保育実習	保育実習Ⅱ 又は 保育実習Ⅲ	実習	2	3 以 上	*1 保育実習Ⅰ	演習	2	以 上 単 位 必 修	
	保育実習Ⅱ 又は 保育実習Ⅲ	演習	1		*2 保育実習Ⅱ	実習	2		
					*3 保育実習指導Ⅰ	演習	1		以 上 単 位 必 修
					*4 保育実習指導Ⅱ	演習	1		

*1または*2のいずれか3単位以上必修。

児童福祉法に基づく保育士養成施設における保育実習の実施基準について（一部抜粋）

第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第2 履修の方法

1. 保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別（第1欄）	履修方法（第2欄）		実習施設（第3欄）
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ（必修科目）	4	20	(A)
保育実習Ⅱ（選択必修科目）※	2	10	(B)
保育実習Ⅲ（選択必修科目）※	2	10	(C)

※いずれも2単位必修

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A)…保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生

活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園。

(B)…保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業

(C)…児童厚生施設または児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業は除く）。

備考 2 保育実習（必修科目）4 単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位及び、(A)に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業以外の施設における実習 2 単位とする。

別表V 医療秘書実務士に関する科目および単位数

1. 「医療秘書実務士」の資格（日本医療福祉実務教育協会認定）を取得しようとする者は、下記の科目をさらに修得しなければならない。

科目名	履修方法	単位数
公衆衛生学	講義	2
社会福祉概論	講義	2
解剖学	講義	2
生理学	講義	2
医療事務概論	講義	2
情報処理演習	演習	1
医療事務演習	演習	1
医療秘書実務学	講義	2
医療秘書実務実習	実習	* 1
介護概論	講義	2
心理学	講義	2
薬と検査	講義	2

* 学外実習

別表Ⅵ レクリエーション・インストラクターおよびスポーツ・レクリエーション指導者に関する科目および単位数

1. レクリエーション・インストラクター（公益財団法人日本レクリエーション協会認定）の資格を取得しようとする者は、下記の科目をさらに修得しなければならない。

規定科目	科目名	単位数	備考
レクリエーション理論	レクリエーション概論	2	
レクリエーション実技	レクリエーション指導法	1	1単位以上
	音楽表現	1	
	造形表現	1	
	身体表現	1	
現場実習	教育実習	5	4単位以上
	保育実習Ⅰ	4	
	事業参加		2回

2. スポーツ・レクリエーション指導者の資格を取得しようとする者は、1に示した科目に加え、下記の科目をさらに修得しなければならない。

規定科目	科目名	単位数	備考
スポーツ・レクリエーション概論	スポーツ・レクリエーション概論	2	

別表Ⅶ 認定ベビーシッターに関する科目および単位数

1. 認定ベビーシッター（全国保育サービス協会認定）の資格を取得しようとする者は、別表Ⅳの保育士資格に必要な科目および下記の科目をさらに修得しなければならない。

規定科目	科目名	履修方法	単位数
「在宅保育」に関する科目	在宅保育論	講義	2

別表Ⅷ フードアナリスト4級に関する科目および単位数

1. 「フードアナリスト4級」の資格（社団法人日本フードアナリスト協会認定）を取得しようとする者は、下記の科目を修得しなければならない。

科目名	履修方法	単位数
フードアナリスト概論	講義	1

別表Ⅸ 食空間コーディネーター3級に関する科目および単位数

1. 「食空間コーディネーター3級」の資格（食空間コーディネーター協会認定）を取得しようとする者は、下記の科目を修得しなければならない。

科目名	履修方法	単位数
フードアレンジ演習	演習	1

教職課程履修規程

- 第 1 条 幼児教育学科に在籍し教職課程を履修する者は、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。
- 第 2 条 教職課程の履修者は、所定の期日までに、必要な経費を納入しなければならない。
- 第 3 条 教職課程修了者の教育職員免許状は、大学より一括申請をするので指示に従わなければならない。

附 則

この規程は昭和52年4月1日より施行する。

ただし昭和52年度入学生より適用する。

(中略)

この規程は平成14年4月1日より施行する。

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

教育実習・保育実習における内規

以下の者は、原則として教育実習・保育実習の実施を認めない。

1. 実習前の学期の GPA が 1.0 未満の者。
2. 当該実習の前の実習において成績が不可であった者。
3. 「教育実習」における「教育実習に係る事前および事後の指導」及び「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の出席状況の悪い者。
4. けん責、停学等の懲戒を受けた者。
5. 学科会において実習の実施が認められなかった者。

成績考査規程

第 1 条 成績考査は、学則第 5 章の規程に基づき、この考査規程の定めるところにしたがって行う。

第 2 条 学業成績は、筆記試験、論文、レポート、口頭試験、実技、作品等によって評定し、授業科目によっては、平常の成績を加味することができる。

2. 演習、実習、実験、実技およびこれ等に準ずると認められる授業科目については、前項の規定によらないことがある。

3. 通年授業科目の成績は、各学期の得点を平均して評定する。

第 3 条 考査に合格した者には所定の単位を与える。

第 4 条 次の各号の何れかに該当するときは、試験を受けることができない。

(1) 履修登録をしていないとき。

(2) 試験開始後15分をこえて遅刻したとき。

(3) 出席時数が授業時数の $\frac{2}{3}$ に満たないとき。

(4) 無届で所定期日までに授業料その他の所定の納入金を完納していないとき。

(5) 休学しているときまたは停学もしくは謹慎を命ぜられているとき。

第 5 条 成績評価は、AA・A・B・C・D・Fで行い、AA・A・B・Cを合格、Dを不合格、Fを失格・放棄とする。

2. 成績表の評価は次の基準による。

AA 90点～100点 A 80～89点

B 70点～79点 C 60点～69点 D 59点以下

第 6 条 試験中に不正行為を行った場合は、その当該授業科目を無効とする。

第 7 条 単位修得試験に欠席する者は、事前に欠席届と追試験願をクラス担任の証印を得て教務課に提出しなければならない。兩次の場合は、医師の診断書を添付し、その他の場合は保証人からの詳細な事由書または証明書等を添えなければならない。これを怠ったときは、追試験の受験資格を認めない。

2. 試験当日、突然の病気または事故により受験不能となった場合は、遅滞なく（なるべく試験時間前に）一応何らかの方法で教務課に報告し、その後速やかに所定の手続きをとらなければならない。

第 8 条 前条により追試験を願い出た場合は、考査委員会の議を経て教授会がその可否を決定する。

2. 追試験は、1 回だけ行う。

第 9 条 追試験によって得た成績は、80点(A)を限度とする。

第 10 条 第 7 条及び第 8 条により追試験が認められなかったとき、その他追試験を受けられなかったとき、または追試験において不合格であったときは、特別追試験を認めることがある。

2. 特別追試験によって得た成績は、60点(C)を限度とする。

第 11 条 単位修得試験に不合格の授業科目があり、再試験を受けようとする者は、所定の期日までに再試験受験願を教務係に提出しなければならない。

2. 各学期毎に再試験を受けられる授業科目数は、全受験科目の $\frac{1}{2}$ 以内とする。

3. 再試験は、1 回限り行うことができる。

第 12 条 再試験の得点は80点(C)を限度とする。

第 12 条の 2 再試験で不合格のとき、または再試験を受けられなかったときは、特別再試験を認めることがある。

2. 特別再試験については第12条を準用する。

第 13 条 単位修得試験の結果に質問がある場合、発表から 1 週間以内
に限り、所定様式にて質問することができる。

第 14 条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は 1 科目につき
2,000円とする。

附 則

この規程は昭和52年4月1日より施行する。

(中略)

この規程は平成15年4月1日より施行する。

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。

長期履修学生規定

目 的

第 1 条 この規定は本学の長期履修学生の入学に関し、学則第 2 章第 3 の 2 条に基づき、必要な事項について定める。

定 義

第 2 条 この規定で長期履修学生とは、学則第 2 章第 3 条に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することが認められた者をいう。

修業年限

第 3 条 修業年限は 3 年から 6 年とし、在学期間は 6 年を超えられない。なお、修業年限は入学時に 3 年から 6 年の間で任意に設定するものとする。

選考方法および認可

第 4 条 長期履修学生の選考方法は、AO（アドミッション・オフィス）入学選考による。なお、長期履修学生を志願する者は、入学試験時にその旨申し出、入学が許可された者について、教授会の議を経て、学長により許可されるものとする。

授業料、入学申込金その他の経費

第 5 条 入学を志願する者は、入学検定料として、学則別表第 5 に規定する金額を納付しなければならない。

第 6 条 入学を許可された者は、入学申込金およびその他の経費と

して、学期別表第6に規定する金額を納付しなければならない。

2. 前項の金額を所定の期日までに納付しない場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第7条 授業料およびその他の費用は学期別表第7に規定する金額とし、在籍年数に応じて分納とし、4月および10月の所定の期日までに納付しなければならない。

履修科目の制限

第8条 長期履修学生の履修に際しては、学則に定める規定の他、下記の制限が加えられる。

1. 3年間の修業年限を希望する者は、最終学年指定科目を3年次に履修するものとする。
2. 4年間の修業年限を希望する者は、2年次開講科目を3年次以降に履修するものとし、最終学年指定科目を4年次に履修するものとする。
3. 5年間の修業年限を希望する者は、2年次開講科目を3年次以降に履修するものとし、最終学年指定科目を5年次に履修するものとする。
4. 6年間の修業年限を希望する者は、2年次開講科目を4年次以降に履修するものとし、最終学年指定科目を6年次に履修するものとする。

その他の事項

第9条 この規定の定めるものの他に必要な事項は、教授会に諮り決定する。

附 則

この規定は平成16年4月1日から施行する。

この規定は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。

科目等履修生規定

目 的

第 1 条 この規定は本学の科目等履修生の入学に関し、久留米信愛短期大学学則（以下「学則」という）に定めるものの他、特に必要な事項について定める。

定 義

第 2 条 この規定で科目等履修生とは、本学の学生以外の者で、1 または複数の授業科目を履修する者をいう。

出願資格

第 3 条 科目等履修生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了の者
- (3) 文部科学大臣が大学入学資格者として認めた者

出願手続

第 4 条 科目等の履修を志願する者は、次の書類に別表1に定める検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の願書（写真添付）
- (2) 最終学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 所属長の承諾書（有職者のみ）

選考方法

第 5 条 科目等履修生の選考方法は、提出書類および直接による。

履修料等

第 6 条 科目等履修生として、履修を許可された者はそれぞれの科目の区分に応じ、履修料として別表 1 に定める金額を納付しなければならない。

2. 単位認定を願い出た者は、同条第 1 項と同時に別表 1 に定める金額を納付しなければならない。
3. 実習費・教材費等が必要な場合は、実費を納入しなければならない。

履修期間

第 7 条 科目等履修生として認められる期間は、該当科目の開講される学期の開始時に始まり終了時に終わる。

規則・身分

第 8 条 科目等履修生に対する学内規則は、学生に適用されている規則を準用する。

2. 科目等履修生には、身分証明書を交付する。
3. 科目等履修生は、本学の図書館を学生に準じて利用することができる。

履修可能科目および単位

第 9 条 科目等履修生の受け入れは、本学の授業および研究に支障のない場合とする。

2. 履修は年間 10 科目 20 単位以内とする。

単位認定

第 10 条 科目等履修生で単位認定を願い出た 1 または複数の授業科目を履修し、審査に合格した者には、学則第 31 条の 2 の規定により、単位を与えることができる。

除 籍

第 11 条 履修期間中、本学科目等履修生としてみさわしくない言動があった場合は、除籍することがある。

その他の事項

第 12 条 この規定に定めるものの他必要な事項は、教授会の定めるところによる。

附 則

この規定は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表1

検定料およびその他の経費

番号	項 目		本学卒業者	本学卒業者以外
1	検 定 料		免 除	20,000円
2	履修料	講 義	1単位 10,000円	1単位 10,000円
		演 習	1単位 20,000円	1単位 20,000円
		実習・実技	1単位 30,000円	1単位 30,000円
3	単 位 認 定 料		1科目 10,000円	1科目 10,000円
4	実習費・教材費等		実 費	実 費

特別追試験に関する内規

1. 目的 特別追試験は、履修規程第16条及び成績考査規程第10条に基づき、この内規の定めるところに従って行う。
2. 対象 追試験において不合格であった者、または追試験を受けられなかった者を対象とする。
3. 許可 願い出の科目に対し、教務部、科目担当者及びクラス担任は協議し、教授会の議を経て許可する。
4. 実施 特別追試験の方法及び内容に関しては、教務事務の指示に従う。
5. 受験料 1科目につき、10,000円とする。

附 則

この内規は平成19年4月1日から実施する。

この内規は平成21年4月1日から実施する。

この内規は平成25年4月1日から実施する。

この内規は平成28年4月1日から実施する。

特別再試験に関する内規

1. 目 的 特別再試験は、履修規定第17条及び成績考査規程第12条の2に基づき、この内規の定めるところに従って行う。
2. 対 象 再試験において不合格であった者、または再試験を受けられなかった者を対象とする。
3. 許 可 願い出の科目に対し、教務部、科目担当者及びクラス担任は協議し、教授会の議を経て許可する。
4. 実 施 特別再試験の方法及び内容に関しては、教務事務の指示に従う。
5. 受験料 1科目につき、10,000円とする。

附 則

この内規は平成21年4月1日から実施する。

この内規は平成25年4月1日から実施する。

この内規は平成28年4月1日から実施する。

学 位 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和38年文部省令第9号）第13条及び久留米信愛短期大学学則（以下「学則」という。）第33条の2の規定に基づき、久留米信愛短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

久留米信愛短期大学 幼児教育学科 …………… 幼児教育

久留米信愛短期大学 フードデザイン学科 …………… フードデザイン

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第33条の2の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2. 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「久留米信愛短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することが

できる。

2. 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学生生活規程

第 1 条 学生証

学生は、入学時に所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

2. 学生証の有効期間は2か年とする。
3. 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。
4. 卒業・退学または除籍されたときは、学生証を返納しなければならない。

第 2 条 住所・姓名変更その他

住所または姓名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

2. 調査書その他の提出書類の記載事項に変更のあったときは、直ちに届け出なければならない。

第 3 条 服装

服装は、本学の学生としての品位を保つと同時に、就学の場
にふさわしい清楚なものとする。

2. 構内においては ID カードを着用すること。
3. 校舎内においては指定された上履きを使用すること。
4. 指定された行事等においては、下記に従うこと。
 - ア. 黒、紺またはグレーのスーツ(パンツスーツを含む)並びに女子学生は白のブラウス、男子学生は白のYシャツを着用すること。
 - イ. 学章を左胸部につけること。
 - ウ. 卒業式、入学式に際しては、スカートスーツ、またはパンツスーツを着用すること。卒業式に際しては、黒のストッキング、パンツスーツは黒の靴下を着用すること。入学式に際しては、別途指示する。
 - エ. 卒業式に際しては、卒業生は白の手袋を着用すること。

5. 実験、実習および実技時の服装については、担当教員の指示に従うこと。
6. 学外実習時並びに公的に本学を代表して対外的な行事に参加する場合等の服装については、担当教員の指示に従うこと。

第 4 条 自動車並びに原動機付き自転車による通学

自動車並びに原動機付き自転車による通学は特に必要な者に限り許可する。許可の条件等については「学生生活ガイドブック」に示す。

第 5 条 保健衛生

学生は、本学施行の健康診断を受けなければならない。

2. 健康診断の結果により、学長は必要に応じて治療または登学停止を命ずることがある。
3. 学生は校医の健康相談室を利用することができる。

第 6 条 学生は病気等により欠席するときは、医師の診断書（ただし病欠が7日以上におよぶとき）または事由書を添付して遅滞なく届け出なければならない。

2. 遅引または公欠は出席とみなす。

遅引または公欠の場合、証明書または事由書を添付して許可された日数終了後遅滞なく届け出なければならない。

遅引は、父母、配偶者または子供の場合は7日以内、祖父、母または配偶者の父母の場合は4日以内、三親等内の直族または二親等内の姻族の場合は2日以内とする（日曜・祝日を含む）。

3. 学生が「学校保健安全法施行規則第18条（学生生活ガイドブック参照）」に定める学校感染症に感染した場合、所定の期間登学停止とする。

登学停止期間は公欠扱いとする。

上記以外の公欠は、教育実習または学外実習等本学から派

遺するものに限る。

4. 遅刻、早退3日を以て、1回の欠席とする。

第7条 学生への伝達

学生への連絡・伝達は原則として、所定の掲示場において行う。

2. 前項の掲示事項は、学生全員に伝達されたものとみなす。

第8条 施設および器具の使用

本学の施設または器具を使用するときは、当該管理者に願ひ出て許可を受けなければならない。

2. 前項の場合、使用料を徴収することがある。

第9条 団体の設立および団体行動

学生は次の場合、学生部長に願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

- (1) 学内において団体を結成しようとするとき。
- (2) 学外の団体、連盟等に参加または加盟しようとするとき。
- (3) 学外から指導者または公演者を招致しようとするとき。
- (4) 学生が団体として旅行しようとするとき(20名以上の場合)。

第10条 集会および合宿

学生が学内外で諸種の集会、または合宿を行おうとするときは、責任者は5日前までに学生部長に願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

2. 前項の集会等が本学の教育目的、方針に反すると認められるときは、これを禁止することがある。

第11条 署名運動その他

学生が署名運動、世論調査または寄付金募集を行おうとするときは、責任者は学生部長を経て学長の許可を受け、かつ、その結果を報告しなければならない。

第 12 条 掲示

学生が学内外において掲示しようとするときは、学生部の許可を受けて、所定の場所に掲示しなければならない。

第 13 条 印刷物等

学生が学内外において雑誌、新聞、パンフレット、ピラ等を配布しまたはアンケートしようとするときは、学生部の許可を受けなければならない。

第 14 条 学割証

学生旅客運賃割引証（学割証）は所定の手続を経て交付を受ける。

- (1) 学割証は原則として 1 回に 2 枚まで発行する。2 枚以上必要なときは別に申し出る。
- (2) 学割証は他人に譲渡または貸与してはならない。
- (3) 学割証を紛失したときは直ちに届け出る。
- (4) 使用しなかった学割証は返納する。
- (5) 学割証を不正に使用してはならない。

第 15 条 通学証明書

通学定期券を購入するため、通学証明書が必要なときは所定の手続を経て交付を受ける。

2. 通学証明書または通学定期券を紛失したときは、直ちに大学および定期券発行所に届け出る。
3. 通学定期券または通学証明書を使用するときは、必ず学生証を所持する。

学 生 心 得

一般的心得

学生は、学則その他本学の教育方針にそった学生生活をおくるよう心がけ、大学の名誉、学生の品位を傷つけるようなことがあってはならない。

クラス担任制

各クラスにはクラス担任が決まっている。公私の問題について積極的にその助言を仰ぐことができる。

学生相談室

専門的なことについては、学生相談室を利用することができる。

アルバイト

学生は学業が本務である。

種々の事情により、やむなくアルバイトをする場合、学業に支障のない範囲で、学生にふさわしい業種を選ぶこと。

そ の 他

遺失物、拾得品について

1. 学内で物品および金銭を紛失または拾得した場合は、直ちに事務室・学生課に届け出ること。
2. 拾得品の届けがあった場合は、所定の掲示板に掲示するので注意すること。

ロッカー

1. 学生にはロッカーを1人1個指定して貸与する。
2. ロッカーに所持品を収納した場合は、必ず施錠すること。
なお貴重品は必ず身につけてロッカーには収納しないこと。

図書館利用規程

第 1 条 (形 式)

本図書館は開架式で、自由に書庫に入り、必要な図書・雑誌を選択できる。ただし、視聴覚資料 (DVD・ビデオ) は「視聴覚リスト」を参照、または利用者端末で検索して選択する。

第 2 条 (開館日時)

1. 開館期間中

平 日 午前 8 : 00 ~ 午後 6 : 00

土曜日 午前 8 : 00 ~ 午後 2 : 00

ただし、第 2・第 4 土曜日は休館

日祝日 休館

2. 春・夏・冬などの長期休暇期間中の開館日時は、その程度、休館に先立って通知する。

3. その他、開館時間の変更や臨時休館は、随時検討のうえ実施する。

第 3 条 (利用者)

本図書館を利用できる者は、下記のとおりである。

1. 本学院の学生
2. 本学院の教職員
3. 館長が許可した者

第 4 条 (利用方法)

1. 入館：所持品はロッカーにおく。貴重品は各自で管理するか、カウンターに預ける。

2. 館内閲覧：入館後は、各自で書庫内の図書・雑誌を選択し、閲覧室にて利用する。閲覧後の図書・雑誌は、所定の位置に返却する。

3. 館外貸出

- (1) 貸出：カウンターで「学生証」と貸出を受ける図書・雑誌を係に提示して、館外貸出を申し出る。
- (2) 冊数：図書8冊、雑誌3冊までとする。長期休暇期間中は図書10冊、雑誌5冊までに変更する。ただし、紙芝居は図書に含まれ、2点までとする。
- (3) 禁帯出：禁帯出のラベルがついた図書は、館外貸出ができない。
- (4) 貸出期間：1週間までとする。ただし、雑誌の最新号は館外貸出ができない。また、学外実習および長期休暇期間中は、貸出期間を延長する。
- (5) 返却：貸出を受けた図書・雑誌を係に返却する。
- (6) 継続貸出：再度同じ図書・雑誌の貸出を受けるときは、返却期限日までに現物を持参し、手続きをする。ただし、予約がない場合に限る。

4. ビデオルーム・視聴コーナーの利用

- (1) 申込：閉館30分前までに行う。
- (2) 資料：当館所蔵の視聴覚資料に限る。
- (3) 視聴：カウンターで、利用する視聴覚資料を係に申し出る。「学生証」を提示し、預ける。視聴は館内のみとし、館外貸出はできない。
- (4) 巻数：1回の利用につき1巻とする。
- (5) 返却：視聴した資料を係に返却する。その資料を故意に破損または汚損した場合は、現物をもって弁償しなければならない。
- (6) その他：講義、クラブ活動などで使用する場合は、担当教官から申し込みを行う。

5. 予約：利用したい資料が貸出中の場合は、係に申し出ること
で、先着順の貸出手続を受けることができる。また、
MyOPAC機能を使用して、各自で予約登録もできる。
6. リクエスト：希望する図書の所蔵がない場合は、専用用紙
に必要事項を記入して申し込みができる。ただし、申し込み
の図書は協議のうえ、購入可否を判断する。また、文庫本と
新書本はリクエスト対象から除外する。

第 5 条 (利用に関する注意)

1. 館内では、静粛にする。また、飲食をしてはならない。
2. 手続きを行っていない図書・雑誌は館外に持ち出してはな
らない。
3. 他人の「学生証」で図書・雑誌の貸出を受けてはならない。
4. 資料は貸出を受けた者が保管の責任を持ち、他人への転貸
をしてはならない。
5. 資料は丁寧に扱う。紛失または汚損した場合は、直ち
にその旨を係に申し出て指示に従う。原則として紛失、汚損
が著しい場合は、現物をもって弁償しなければならない。
6. 「学生証」は各自で保管する。紛失した場合は、学生部で
再交付を受ける。
7. 貸出期間を過ぎて返却した場合は、超過した日数の館外貸
出ができない。
8. 館内では、携帯電話等での通話・撮影・充電はできない。
また、電源は切るか、マナーモードにして入館する。

附 則

この規則は平成2年4月1日から施行する。

(中略)

この規則は平成17年4月1日から施行する。

この規則は平成18年4月1日から施行する。

この規則は平成19年4月1日から施行する。

この規則は平成20年4月1日から施行する。

この規則は平成21年4月1日から施行する。

この規則は平成22年4月1日から施行する。

この規則は平成24年4月1日から施行する。

この規則は平成26年4月1日から施行する。

この規則は平成27年4月1日から施行する。

この規則は平成28年4月1日から施行する。

この規則は平成29年4月1日から施行する。

この規則は平成30年4月1日から施行する。

この規則は平成31年4月1日から施行する。

学友会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 名 称

本会は久留米信愛短期大学学友会と称する。

第 2 条 目 的

本会はカトリック精神に基づき、信と愛と情操の香り高き学風をつくり、学生自治のもとに学生生活および学術文化の向上と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 会 員

本会は本学学生をもって組織する。

第 4 条 名誉会長・顧問

名誉会長は本学学長とし、本会の運営についての指導にあたる。

2. 顧問は本学教職員とし、各クラブの指導にあたる。

第 5 条 会 費

本会会員は所定の会費を納入しなければならない。

第 2 章 組 織 ・ 役 員

第 6 条 機 関

本会は第 2 条の目的を達する為に下記の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 総務委員会
- (3) クラス委員会
- (4) クラブ委員会
- (5) 文化、体育および生活の分野の為のクラブ
- (6) 合同協議会

第 7 条 総会は本会の最高議決機関である。

2. 総会は定期総会と臨時総会とする。
3. 定期総会は総務委員会の召集によって年 2 回開催する。
4. 総会は下記の事項を議決する。
 - (1) 本会の一般活動方針
 - (2) 予算および決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員の不信任
 - (5) その他の重要事項
5. 総務委員長は下記の場合、臨時総会を召集しなければならない。
 - (1) 総務委員会の要求があったとき
 - (2) 会員の 3 分の 1 以上が連署をもって要求したとき
6. 総会は会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。
7. 総会の議長・副議長は総務委員長が総務委員会に属する役員以外の会員から委嘱し会員の承認を得るものとする。
8. 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

ただし、規約の改正および総会で特に重要と認めた事項については会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 8 条 総務委員会

総務委員会は本会の最高執行機関とし、総務委員長、副委員長・書記・会計で構成する。その他適宜設置する。

2. 総務委員会は下記の任務を行う。
 - (1) 総会において議決した方針に基づく一般活動の執行
 - (2) 自治運営に必要と認める事項についての処理執行

(3) 総会に対する活動経過報告

3. 総務委員長は会員の選挙によって選出される。各役員は総務委員長が指名し、任命する。

第 9 条 クラス委員会

クラス委員会は各クラスより 2 名あて選出された委員をもって構成し、総会の代行議決機関とする。

2. クラス委員会の議長は、クラス委員会の互選により総務委員会で承認しなければならない。
3. クラス委員会は任期を前期と後期に分け学生総会に対して責任を負う。議長は必要に応じてこれを招集する。
4. クラス委員会は次の場合は臨時に召集しなければならない。
 - (1) 総務委員会が必要と認めたとき
 - (2) クラス委員の要求があったとき

第 10 条 クラブ委員会

クラブ委員会は各クラブより選出された部長をもって構成し、本会の文化、体育および生活分野の行事の企画運営並びに各クラブの事務的調整を行う。

第 11 条 合同協議会

合同協議会は大学側代表と総務委員により構成され、協議の必要のある事項について随時開催される。

第 3 章 選 挙 ・ 任 期

第 12 条 選 挙

本会役員選挙については別に定める。

第 13 条 任 期

本会役員任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。補充により就任した役員は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 計

第 14 条 経 費

本会の経費は会費、補助金その他の収入をもってあてる。

第 15 条 納 入

会費の納入は毎学年初めに、本学会計に納入する。

第 16 条 支 出

本会の予算は一般予算と特別予算に分け、一般予算は通常の学友会運営にあて、特別予算は予備費にあてる。

第 17 条 会計年度

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 会 計 監 査

第 18 条 監 査

会計監査は会員より選出された 2 名の監査員によって行う。

第 6 章 規 約 の 改 正

第 19 条 改 正

規約の改正は総会で議決され、学長の承認を得なければならない。

第 7 章 事 務 局

第 20 条 事務局

本会の事務局は本学内におく。

附 則

本規約は昭和45年4月16日から施行する。

本規約は昭和48年2月1日から施行する。

本規約は平成29年4月1日から施行する。

本規約は平成30年4月1日から施行する。

本規約は平成31年4月1日から施行する。

ALMA MATER

進藤務子 作詞・作曲

やとりのおかのひめゆりにみ
 むねさとりしそりつしゃし
 んのたねまきアルママーテル
 もにあゆまんしんあいのみち

一、矢取の丘の聖百合に

み實さとりし 創立者

信の種まきアルママーテル

ともに歩まん 信愛の道

二、高良のすそ野に呼ぶ声よ

聖母マリアに祈りつつ

望の種まきアルママーテル

ともに歩げん 信愛の道

三、潔けき学舎とこしえの

み栄えつげよと主の教え

愛の種まきアルママーテル

ともに広めん 信愛の道

優等生表彰規程

第 1 条 学則第41条に基づく学生の表彰は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 人物、学業成績ともに優秀で、他の学生の規範と認められる学生を表彰する。

第 3 条 第2条により各学科より推薦された者から選考の上、優等生とし、卒業年度はレース・アンティエ賞を授与する。

原則として1年次は、

幼児教育学科4名、フードデザイン学科2名とし、

2年次は、

幼児教育学科2名、フードデザイン学科1名とする。

1年次の優等生のうち、最も優秀な者1名の2年次の授業料を全額免除する。

第 4 条 優等生候補学生の推薦、決定は次の手続きによる。

(1) 1年は1年次の人物、成績により、卒業年次は2年間の人物、成績により、選考委員会が選出し、学長に推薦する。

(2) 学長は前号の候補者につき教授会に諮って決定する。

附 則

この規程に関する細目は別に定める。

この規程は平成12年4月1日より施行し、平成12年度入学生より適用する。

この規程は平成14年4月1日より施行し、平成14年度入学生より適用する。

この規程は平成25年4月1日より施行し、平成25年度入学生より適用する。

この規程は平成28年4月1日より施行し、平成28年度入学生より適用する。

この規程は平成29年4月1日より施行し、平成29年度入学生より適用する。

奨 学 制 度

1. 本学で取り扱う育英奨学制度は次のとおりである。

- (1) 日本学生支援機構
- (2) 交通遺児育英会
- (3) その他の奨学制度

2. 奨学会の細部

(2018年4月1日現在)

分類 種別	日本学生支援機構		交 通 遺 児 育 英 会	
	第一種奨学金	第二種奨学金		
出 願 規 格	家計	著しく学費の支弁が困難であること。	学費の支弁が困難であること。	保護者等が自動車やバイクの事故など、道徳における交通事故で死亡したり、重傷・後遺障害のために働けず、経済的に裕子が困難な生徒・学生であること。
	採用基準	高校における最終2年間の成績の平均が3.5以上の者。	高校における成績が、その者の属する学年の平均水準以上の者。	
	選考	選考ソフトの基準と学内独自の基準により選考。		
	貸与利率	無利息	年利2%を上限。なお、利率は(固定型、見直し型)より選択。	
返済年数	12年(目安)	9年～15年(目安)		
貸与月額	自宅通学 63,000円、2万～4万 (選択)	2万円～12万円(1万円単位) (選択)	4・5・6万円 (選択)	
	自宅外通学 69,000円、2万～5万 (選択)			
出願期日	1年1次 (第一種奨学金・第二種奨学金) (2年次を含む) 5月上旬		10月31日	
その他	緊急採用 (臨時)	応急採用 (臨時)		

就職斡旋内規

第 1 条 総 則

本学は、職業安定法第33条の2、第35条によって、本学の卒業予定者、卒業生および退学者に対し職業の斡旋を行う。

2. 前項の斡旋（縁故職業希望者含む）を受けようとするものは、この内規の定めるところによる。

第 2 条 組 織

前条の職務を遂行するため、就職部を設ける。部員の構成は各年度の職務分掌で示す。

2. 就職部は、企業との調査・研究および求人開拓並びに就職斡旋に関する全般的業務について検討する。

3. 就職部は、当該クラス担任を含めて推薦会議等の部会を必要に応じて開催する。

第 3 条 就職希望調査

本学卒業予定者は、就職希望状況について所定の進路希望調査書を指定された期日までに就職課に提出しなければならない。

2. 就職希望のない者も、進学、その他を明記しなければならない。

3. 様式付紙1（省略）

第 4 条 応募要領

就職に関する求人票はキャリア形成支援室およびウェブ上での自由閲覧とする。

2. 前項による同時併願は、原則として2か所までとし、推薦応募の同時併願はできない（ただし、公務員試験の受験は除く）。

3. 推薦応募

- (1) 就職希望者は就職課に申し出る。
- (2) 学内締め切り後、就職部会を開催し、適任者の学内推薦を行う。
- (3) 学内推薦決定者は、必要な証明書等を就職課へ申請し、応募書類を揃えて出願する。
- (4) 学内推薦決定者が、推薦を辞退するときには、速やかにクラス担任および就職課へ届けなければならない。

4. 自由応募

就職希望者は、就職課へ必要な証明書等を申請し、応募書類を揃えて出願する。

5. 縁故応募

- (1) 就職希望者は、就職課へ必要な証明書等を申請し、応募書類を揃えて出願する。
- (2) 本学への求人では推薦を求められた就職先に対し、別の縁故ルートで応募しようとする者に対しては、推薦書等は発行しない。

第 5 条 就職に関する見学および説明会

就職に関する見学および説明会に参加しようとする者は、事前に就職課に申し出る。参加後、本学所定の「就職活動等による欠席届」を提出しなければならない。

第 6 条 就職試験

就職試験受験者は、受験後、速やかに「就職活動等による欠席届」を提出しなければならない。

2. 受験者は、本学所定の様式により「受験報告書」を提出するものとする。

3. 様式付紙2（省略）

第7条 採用内定（決定）の対応

採用内定（決定）通知を受けた者は、速やかに就職課へ就職内定（決定）届を提出しなければならない。

2. 推薦応募による内定は、原則として辞退できない。

3. 様式付紙3（省略）

附 則

この内規は昭和56年10月1日から施行する。

（中略）

この内規は平成13年4月1日から施行する。

この内規は平成18年4月1日から施行する。

この内規は平成19年4月1日から施行する。

この内規は平成20年4月1日から施行する。

この内規は平成21年4月1日から施行する。

この内規は平成24年4月1日から施行する。

この内規は平成27年4月1日から施行する。

この内規は平成28年4月1日から施行する。

この内規は平成31年4月1日から施行する。

学 務 分 担

宗教部

- 朝の祈り
- 「信愛教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の計画と実施
- ボランティア教育
- その他宗教行事関係

教務部

- 授業関係：時間割の編成等
- 履修関係：学科目の履修および単位認定試験等、学外実習
- 免許・資格の申請手続等
 - 幼児教育学科：幼稚園教諭二種免許状、保育士、レクリエーション・インストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者、認定ベビーシッター、折紙講師など
 - フードデザイン学科：栄養士、医療秘書実務士、フードアナリスト、食空間コーディネーター
- 学籍に関する証明書発行：成績、卒業（見込）、単位修得等
- 科目等履修生
- 長期履修生
- 海外研修関係
- その他教務関係

学生部

- 諸願・届：欠席、住所変更、休学、復学、退学、行事参加・計画、異装許可、施設・備品使用(借用)願等

- 証明書発行：学生証、在学、進学、学生旅客運賃割引等
- 奨学金関係
- 学友会関係
- 生活安全関係
- 人権問題(個人情報保護を含む)関係
- 福祉・ボランティア活動(募金を含む)
- アルバイト求人の受付
- 学生教育研究災害傷害保険等
- 出納関係
- その他学生生活関係

就職部（進路）

- 就職：求人票の受付・公開、求人開拓および斡旋、希望調査、ガイダンス、適性検査、模擬試験、面接指導等
- 進学：四年制大学編入学受付・公開、進学相談等

入試広報部

- 入試：入学試験に関する企画、調整、実施
- 広報：入試広報に関する企画、調整、実施

諸願・届の様式

1. 願・届出は、事務室備え付の用紙に記入し期日までに提出すること。
なお、願出の場合は、期日に余裕をもち、届出においてはすみやかに提出すること。
2. 学外実習、進学・就職活動、本学学友会に属するクラブの対外試合出場および自然災害等による欠席届を提出する場合は、同時に事務室備えつけのそれぞれの欠席届カード(各教科毎)を提出すること。

文 庫 籍		年 月 日
久留米保健短期大学		
学長	種	
本人	年度入学	学科 年 組 番
	氏名	印
	保証人住所	
	氏名	印
下記の事由により、年 月 日より		
年 月 日まで実働 ^{（休学）} いたして ^{（退学）} から保証人連署の上、お届けいたします。		
記		
(事由)		
(欠席科目) _____		

住所変更届		年 月 日
久留米保健短期大学		
学長	種	
本人	年度入学	学科 年 組 番
	氏名	印
	保証人氏名	印
下記のとおり住所を変更しましたので、		
保証人連署の上、お届けいたします。		
記		
(新住所)		
TEL. _____		
(旧住所)		
TEL. _____		

本籍を他県へ変更した場合は同様に提出のこと。

休 学 届		年 月 日
久留米保健短期大学		
学長	種	
本人	年度入学	学科 年 組 番
	氏名	印
	保証人住所	
	氏名	印
下記の事由で、年 月 日から		
年 月 日まで休学いたしたいと思		
いますので、ご許可下さいますよう保証人		
連署の上、お願ひいたします。		
記		
(事由)		
印	授業料	開始入納
		金額

退 学 届		年 月 日
久留米保健短期大学		
学長	種	
本人	年度入学	学科 年 組 番
	氏名	印
	保証人住所	
	氏名	印
下記の事由のため休学中でしたが、		
年 月 日から復学いたしたいと思		
いますので、ご許可下さいますよう保証人		
連署の上、お願ひいたします。		
記		
(休学していた事由)		

退 学 願

年 月 日

久留米保健短期大学

学 長 様

本人 年次入学 学科 年 組 番
氏名 印

保証人住所
氏名 印
氏名 印

下記の事由により退学したいと思っておりますので、ご許可下さいませよう保証人連署の上、お願いいたします。

記

(事由)

※	授業料	納入済	合計	
---	-----	-----	----	--

行事 参加 願

年 月 日

久留米保健短期大学

学 長 様

責任者 年次入学 学科 年 組 番
氏名 印

保証人住所
氏名 印

このたび、下記の行事に参加したいと思っておりますので、ご許可下さいませよう保証人連署の上、お願いいたします。

記

氏 名	_____
所属学科	_____
行事目的	_____
日 時	_____
場 所	_____
人 数	_____
備 考	_____

※印は大学側にて記載する

施設・備品 使用 願

年 月 日

久留米保健短期大学

学 長 様

年次入学 学科 年 組 番
氏名 印

クラブ名
顧問氏名 印

下記の通り、施設・備品を使用したいと思っておりますのでご許可願います。

万一、使用したものを破損・紛失した場合は、おなからずお償いいたします。

記

日 時	_____	
場 所	_____	
日 数	_____	
指導者名 及び 担当者名	担当者名	集合人員
使用施設 生2階教室		名

公欠・忌引および学外実習、進学・就職活動、対外試合、自然災害等における欠席の取り扱いについて

1. 公欠・忌引について

公欠・忌引については、学生生活規程第6条第2項に記載のとおり

2. 実習先への事前事後の訪問の場合

実習先への依頼や事前オリエンテーション等のために要する時間・日数について、各実習につき一回の「学外実習に関する公欠」を認める。

※久留米市内の実習先で午後にオリエンテーションが行われた場合、当日の午前中の授業には「学外実習に関する公欠」は適用されない。遠隔地であれば、交通手段に応じて2日までは認められる場合がある。

3. 進学・就職活動、クラブ活動、自然災害等の場合

進学・就職活動、本学学友会に属するクラブの対外試合出場および自然災害等によって授業を欠席する場合は、欠席とみなす。ただし「進学・就職活動による欠席」「クラブの対外試合出場による欠席」「自然災害による欠席」等により、予測できない理由で単位認定試験の受験資格を失う場合においては、教科担当者は書類等が完備すれば考慮することができる（ $\frac{1}{3}$ をこえて1科目につき1回以内）。

この件に関しては平成7年10月1日から施行する。

この件に関しては平成9年10月1日から施行する。

この件に関しては平成19年4月1日から施行する。

この件に関しては平成20年4月1日から施行する。

学外実習に関する公文書

年 月 日

久留米保健短期大学

学長 様

年度入学 学科 年 組 番
氏名 印

下記の事由により、年 月 日より
年 月 日まで欠席いたしますから、
お届けいたします。

記

(事 由)

(実習先名)

(欠席科目)

引 届

年 月 日

久留米保健短期大学

学長 様

本人 年度入学 学科 年 組 番
氏名 印

保証人住所
氏名 印

下記の事由により、年 月 日より
年 月 日まで欠席いたしますから、
保証人連署の上、お届けいたします。

記

(事 由)

(欠席科目)

クラブの対外試合出場等による欠席届

年 月 日

久留米保健短期大学

学長 様

年度入学 学科 年 組 番
氏名 印

下記の事由により、年 月 日より
年 月 日まで欠席いたしますから、
お届けいたします。

記

(事 由)

(欠席科目)

4 月			5 月			6 月		
1	月	(祝) 昭和開国～4/3迄	1	◎	即位の日	1	土	
2	火		2	◎	休日	2	日	
3	水	2 平成皇宇	3	◎	憲法記念日	3	月	
4	木		4	◎	みどりの日	4	火	
5	金		5	◎	こどもの日	5	水	
6	土		6	◎	勤労休日	6	木	
7	日		7	火		7	金	
8	月	前期開講	8	水	前期委員会・遊園訓練	8	土	
9	火		9	木		9	日	
10	水		10	金		10	月	
11	木		11	土	幼2のみ全曜日の授業	11	火	
12	金		12	◎	くるめ皇子祭り（ア2）	12	水	
13	土		13	月		13	木	
14	日		14	火		14	金	
15	月		15	水		15	土	「幼2のみ全曜日の授業」
16	火		16	木		16	日	
17	水		17	金		17	月	
18	木		18	土	遠征会総会	18	火	
19	金		19	日		19	水	
20	土	幼2のみ全曜日の授業 夏期土・一泊研修会実施	20	月		20	木	
21	日		21	火		21	金	
22	月		22	水		22	土	保育研修検定
23	火		23	木		23	日	
24	水		24	金		24	月	
25	木		25	土		25	火	
26	金		26	日		26	水	特別公開授業
27	土		27	月		27	木	
28	日		28	火		28	金	
29	◎	昭和の日	29	水		29	土	幼2のみ全曜日の授業
30	◎	即位の日	30	木		30	日	
			31	金				

7 月		8 月			
1	月	1	木	1	日
2	火	2	金	2	月
3	水	3	土	3	火
4	木	4	日	4	水
5	金	5	月	5	木
6	土	6	火	6	金
7	日	7	水	7	土
8	月	8	木	8	日
9	火	9	金	9	月
10	水	10	土	10	火
11	木	11	日	11	水
12	金	12	月	12	木
13	土	13	火	13	金
14	日	14	水	14	土
15	月	15	木	15	日
16	火	16	金	16	月
17	水	17	土	17	火
18	木	18	日	18	水
19	金	19	月	19	木
20	土	20	火	20	金
21	日	21	水	21	土
22	月	22	木	22	日
23	火	23	金	23	月
24	水	24	土	24	火
25	木	25	日	25	水
26	金	26	月	26	木
27	土	27	火	27	金
28	日	28	水	28	土
29	月	29	木	29	日
30	火	30	金	30	月
31	水	31	土		

10 月			11 月			12 月		
1	火	信 教 育 実 習 （ <small>幼</small> ） 始	1	金		1	⑩	
2	水		2	土		2	月	
3	木		3	⑨	文化の日	3	火	
4	金		4	⑧	振替休日	4	水	
5	土		5	火		5	木	
6	⑦		6	水		▲	6	金
7	月	信 教 育 実 習 （ <small>中</small> ） 始	7	木		7	土	
8	火	（ <small>中</small> ） 信 教 育 実 習 出 発 日	8	金		8	⑪	栄養士実力認定試験（フ2）
9	水		9	土		9	月	（ <small>中</small> ） 冬 休 み 出 発 開 始
10	木		10	⑩		10	火	
11	金		11	月		11	水	
12	土		12	火		12	木	
13	⑨		13	水		13	金	
14	⑧	体育の日	14	木	信 教 育 実 習 （ <small>高</small> ） 始	▲	14	土
15	火	（ <small>高</small> ） 信 教 育 実 習 出 発 日	15	金		▲	15	⑩
16	水		16	土	信 教 育 実 習 （ <small>高</small> ） 終	▲	16	月
17	木		17	⑨		▲	17	火
18	金		18	月	信 教 育 実 習 （ <small>高</small> ） 終		18	水
19	土	月曜日の授業（全学）	19	火	信 教 育 実 習 代 休		19	木
20	⑧		20	水			20	金
21	月		21	木			21	土
22	⑦	即位礼正殿の儀	22	金			22	⑨
23	水		23	⑥	勤労感謝の日		23	月
24	木		24	⑤			24	火
25	金		25	月			25	⑧
26	土		26	火			26	木
27	④		27	水			27	金
28	月		28	木	信 教 育 実 習 （ <small>高</small> ） 終		28	土
29	火		29	金			29	⑦
30	水		30	土	月曜日の授業（全学）		30	月
31	木						31	火

▲ 授業なし

1 行事予定表

久留米信愛短期大学

1 月			2 月			3 月		
1	㊦	元日	1	土	幼1のみ水曜日の授業	1	日	
2	木		2	日		2	月	
3	金		3	月	総講(幼1)	3	火	
4	土		4	火		4	水	
5	日		5	水		5	木	
6	月	閉講(園)冬休み貸出返却日	6	木		6	金	
7	火		7	金		7	土	
8	水		8	土		8	日	
9	木		9	日		9	月	
10	金		10	月		10	火	
11	土		11	㊦		11	水	
12	日		12	水		12	木	
13	㊦	成人の日	13	木		13	金	
14	火		14	金		14	土	
15	水		15	土		15	日	
16	木		16	日		16	月	浴衣部部定発表(1年)・園/特育部活動(3年)卒業証書授与式準備(園)金1春休み返却開始
17	金		17	月		17	火	卒業証書授与式
18	土	幼1のみ月曜日の授	18	火		18	水	謝恩会
19	日		19	水		19	木	
20	月		20	木		20	㊦	春分の日
21	火		21	金		21	土	
22	水		22	土		22	日	
23	木		23	日	天皇誕生日	23	月	
24	金		24	㊦	振替休日	24	火	
25	土	チャイルドプロジェクト発表会	25	火		25	水	
26	日		26	水		26	木	
27	月	(園)特別貸出開始	27	木		27	金	
28	火		28	金		28	土	
29	水	総講(フ1、フ2、幼2)	29	土		29	日	
30	木	補講(フ1、フ2、幼2)				30	月	
31	金					31	火	

4 月			5 月			6 月		
1	水		1	金		1	月	1
2	木		2	土		2	火	2
3	金		3	日	憲法記念日	3	水	3
4	土		4	日	みどりの日	4	木	4
5	日		5	月	こどもの日	5	金	5
6	月		6	日	振替休日	6	土	6
7	火		7	木		7	日	7
8	水		8	金		8	月	8
9	木		9	土		9	火	9
10	金		10	日		10	水	10
11	土		11	月		11	木	11
12	日		12	火		12	金	12
13	月		13	水		13	土	13
14	火		14	木		14	日	14
15	水		15	金		15	月	15
16	木		16	土		16	火	16
17	金		17	日		17	水	17
18	土		18	月		18	木	18
19	日		19	火		19	金	19
20	月		20	水		20	土	20
21	火		21	木		21	日	21
22	水		22	金		22	月	22
23	木		23	土		23	火	23
24	金		24	日		24	水	24
25	土		25	月		25	木	25
26	日		26	火		26	金	26
27	月		27	水		27	土	27
28	火		28	木		28	日	28
29	日	昭和の日	29	金		29	月	29
30	木		30	土		30	火	30
			31	日				31

前期 行事予定表

久留米信愛短期大学

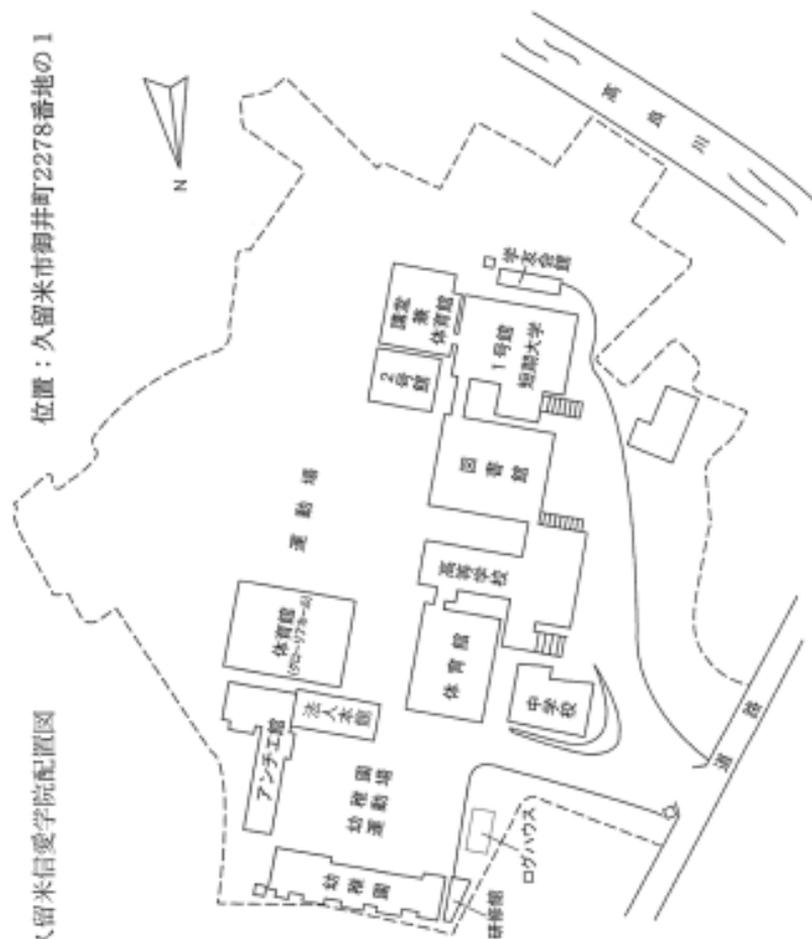
7 月			8 月			9 月		
1	水		1	土		1	火	
2	木		2	日		2	水	
3	金		3	月		3	木	
4	土		4	火		4	金	
5	日		5	水		5	土	
6	月		6	木		6	日	
7	火		7	金		7	月	
8	水		8	土		8	火	
9	木		9	日		9	水	
10	金		10	月	山の日	10	木	
11	土		11	火		11	金	
12	日		12	水		12	土	
13	月		13	木		13	日	
14	火		14	金		14	月	
15	水		15	土		15	火	
16	木		16	日		16	水	
17	金		17	月		17	木	
18	土		18	火		18	金	
19	日		19	水		19	土	
20	月		20	木		20	日	
21	火		21	金		21	月	敬老の日
22	水		22	土		22	火	秋分の日
23	木	海の日	23	日		23	水	
24	金	スポーツの日	24	月		24	木	
25	土		25	火		25	金	
26	日		26	水		26	土	
27	月		27	木		27	日	
28	火		28	金		28	月	
29	水		29	土		29	火	
30	木		30	日		30	水	
31	金		31	月				

10 月			11 月			12 月			
1	木		1	日		1	火		1
2	金		2	月		2	水		2
3	土		3	◎	文化の日	3	木		3
4	◎		4	水		4	金		4
5	月		5	木		5	土		5
6	火		6	金		6	◎		6
7	水		7	土		7	月		7
8	木		8	◎		8	火		8
9	金		9	月		9	水		9
10	土		10	火		10	木		10
11	◎		11	水		11	金		11
12	月		12	木		12	土		12
13	火		13	金		13	◎		13
14	水		14	土		14	月		14
15	木		15	◎		15	火		15
16	金		16	月		16	水		16
17	土		17	火		17	木		17
18	◎		18	水		18	金		18
19	月		19	木		19	土		19
20	火		20	金		20	◎		20
21	水		21	土		21	月		21
22	木		22	◎		22	火		22
23	金		23	◎	勤労感謝の日	23	水		23
24	土		24	火		24	木		24
25	◎		25	水		25	金		25
26	月		26	木		26	土		26
27	火		27	金		27	◎		27
28	水		28	土		28	月		28
29	木		29	◎		29	火		29
30	金		30	月		30	水		30
31	土					31	土		31

1 月			2 月			3 月		
1	※	元日	1	月		1	月	
2	土		2	火		2	火	
3	日		3	水		3	水	
4	月		4	木		4	木	
5	火		5	金		5	金	
6	水		6	土		6	土	
7	木		7	日		7	日	
8	金		8	月		8	月	
9	土		9	火		9	火	
10	日		10	水		10	水	
11	※	成人の日	11	※	建国記念の日	11	木	
12	火		12	金		12	金	
13	水		13	土		13	土	
14	木		14	日		14	日	
15	金		15	月		15	月	
16	土		16	火		16	火	
17	日		17	水		17	水	
18	月		18	木		18	木	
19	火		19	金		19	金	
20	水		20	土		20	Ⓜ	春分の日
21	木		21	日		21	日	
22	金		22	月		22	月	
23	土		23	Ⓜ	天皇誕生日	23	火	
24	日		24	水		24	水	
25	月		25	木		25	木	
26	火		26	金		26	金	
27	水		27	土		27	土	
28	木		28	日		28	日	
29	金					29	月	
30	土					30	火	
31	日					31	水	

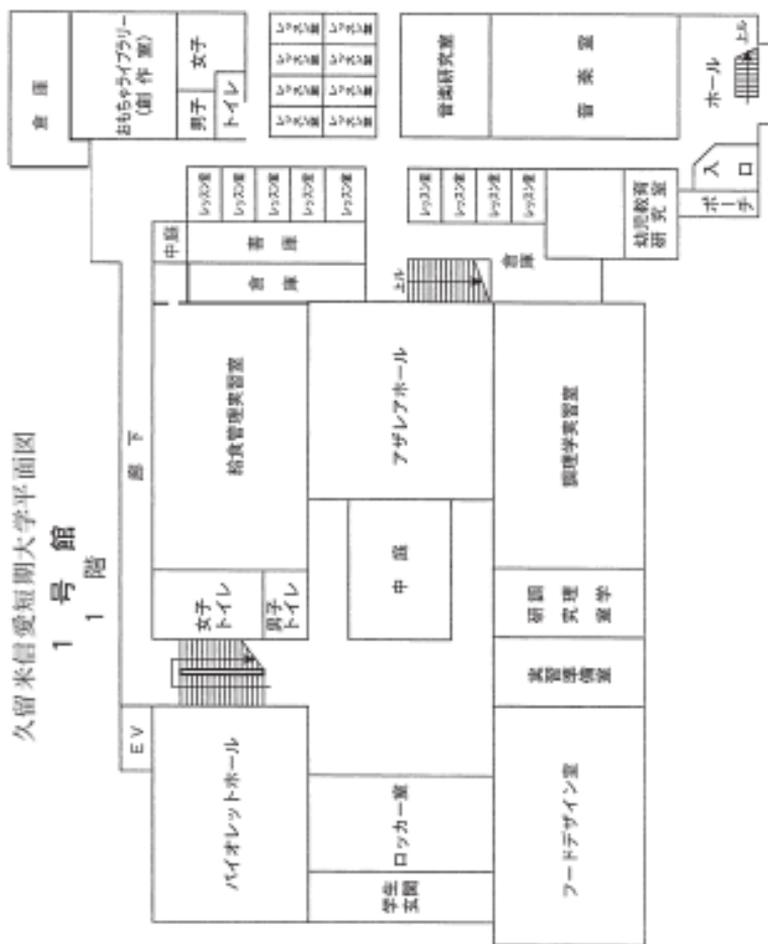
久留米信愛学院配置図

位置：久留米市御井町2278番地の1



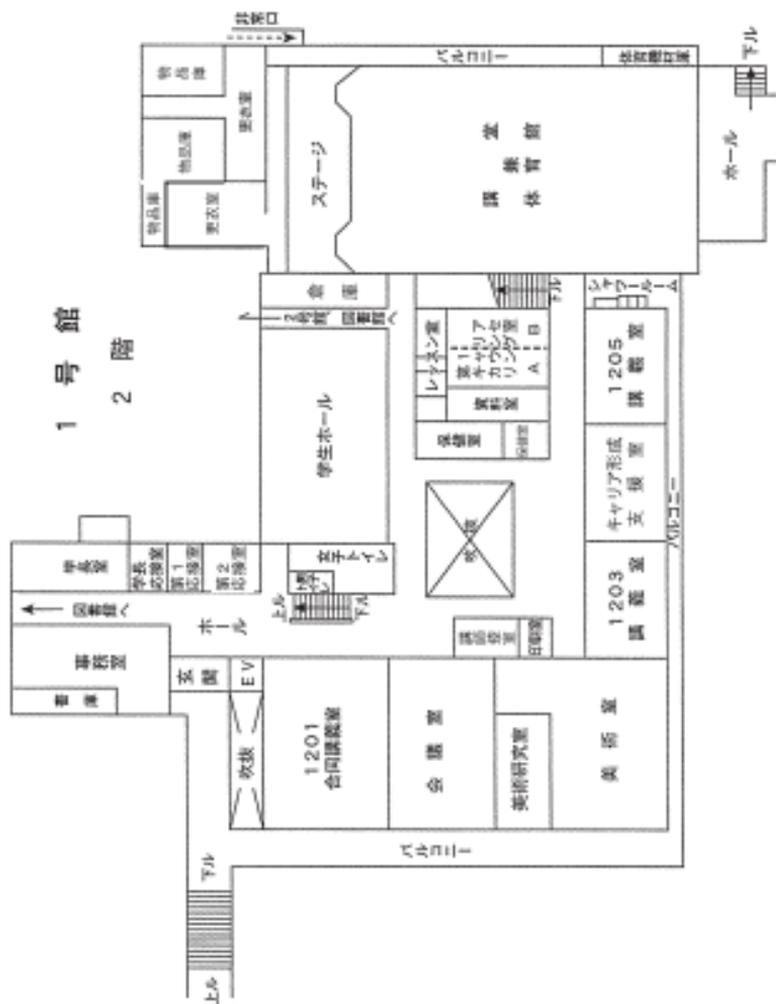
久留米信愛短期大学平面図

1号館
1階

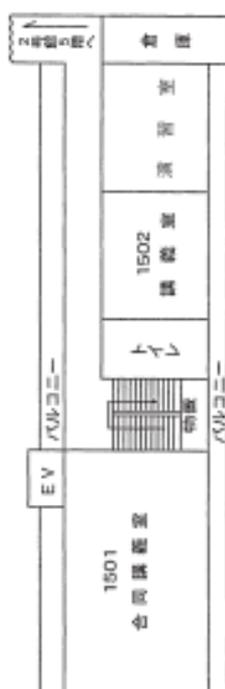
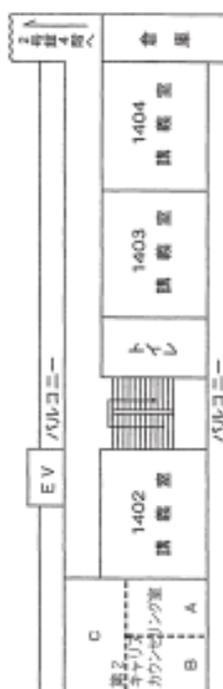


1号館

2階



1 号館



2019年度入学 幼児教育学科	単 位						時 間				備 考			
	学 期	開 講	卒 業 必 修	教 職 必 修	保 育 士 必 修	レクチャー・エッセイ・コン・レクチャー・インストラクター	スピーチ・エッセイ・コン・レクチャー	1年		2年				
								前 期	後 期	前 期		後 期		
基礎 教 育 科 目	キリスト教概論	講	2	2	2				2				(山下 教)	
	信 愛 教 育 I	演	1	1	1					2			宗 教 部 長 ・ 他	
	信 愛 教 育 II	演	1	1	1						2			
	信 愛 教 育 III	演	1	1	1				2					
	信 愛 教 育 IV	演	1	1	1					2			阿 久 根 政 子	
	英 語 I	演	1	1	*1	*3	2 以 上 必 修	2 以 上 必 修		2				
	英 語 II	演	1	1	*1					2				2
	英 語 III	演	1	1	*1							2		
	英 語 IV	演	1	1	*1						2		*5 教 務 部	
	英 語 V	演	1	1	*1				別 に 示 す					
	フ ラ ン ス 語 I	演	1	1	*2	*4			2				(翠 富 美 子)	
	フ ラ ン ス 語 II	演	1	1	*2						2			
	生 活 と ス ポ ー ツ I	講	1	1	1	1	1		1					新 井 真 実
	生 活 と ス ポ ー ツ II	実	1	1	1	1	1		1	2				
	情 報 科 学	講	2	2		2			2					眞 部 直 紀 子
	キ ャ リ ア ガ イ ダ ン ス I	演	1	1					1	1				増 田 吹 子 ・ 他
	キ ャ リ ア ガ イ ダ ン ス II	演	1	1							1	1		
日 本 文 学	講	2	2					2					(生 地 篤)	
日 本 国 語 学	講	2	2		2			2						
心 理 学	講	2	2			*7		2					池 田 可 奈 子	
ヨ ー ロ ッ パ 文 化	演	1	1	2				別 に 示 す					*6 教 務 部	
生 活 と 環 境	講	2	2					2					安 保 康 約	
生 命 と 自 然	講	2	2					2						
基 礎 統 計 学	講	2	2					2					眞 部 直 紀 子	
小 計		32	32	12	8	10	0	0	10	25	9	5	5	
専 門 教 育 科 目	保 育 原 理	講	2	2	2		2		2				(森 光 義 昭)	
	教 育 原 理	講	2	2		2	2		2				関 岡 聡	
	教 職 基 礎 論	講	2	2		2	2		2				増 田 吹 子	
	社 会 福 祉 論	講	2	2		2	2		2				重 水 茂	
	子 ども 家 庭 福 祉	講	2	2	2	2	2		2				(宮 地 あ ゆ み)	
	子 ども 家 庭 支 援 論	講	2	2		2	2			2			(小 栗 正 裕)	
	社 会 的 養 護 I	講	2	2		2	2		2				重 水 茂	
	社 会 的 養 護 II	演	1	1		1	1			2				
	発 達 心 理 学	講	2	2		2	2		2				池 田 可 奈 子	
	子 ども の 理 解 と 援 助	講	1	1		1	1				2			
保 育 方 法 ・ 技 術	演	1	1		1	○			2				(大 原 茜 子)	

		単		位					時 間				備 考	
		学 期	開 講	卒 業 必 修	教 職 必 修	保 育 士 必 修	レクリエーション・インストラクター	エーシジョン指導者	ベビーシッター認定	1年		2年		
										前 期	後 期	前 期		後 期
専 門 教 育 科 目	幼 児 理 解 講	2	2		2	○			○	2				(鉄尾・安元・丸山)
	子ども家庭支援の心型学 講	2	2									2		他田 可奈子
	保育・教育相談支援 演	1	1		1	1			1				2	
	子どもの保健 講	2	2	2					2	2				(田中 千絵)
	子どもの健康と安全 演	1	1		1				1			2		
	子どもの食と栄養Ⅰ 演	1	1		1				1			2		山下 浩子
	子どもの食と栄養Ⅱ 演	1	1		1				1			2		
	教育課程論 講	2	2		2	2			2	2				増田 吹子
	保育内容総論 演	1	1	1	1	1			1	2				増田 吹子
	保育内容健康 演	1	1		1	1			1		2			(萩尾ミドリ)
	保育内容人間関係 演	1	1		1	1			1	2				他田 可奈子
	保育内容環境 演	1	1		1	1			1			2		増田 吹子
	保育内容言葉 演	1	1		1	1			1			2		(川俣 紗織)
	保育内容表現 演	1	1		1	1			1	2				椎山 克己
	音楽表現 演	1	1		1	1	△	△	1			2		内 野 香
	造形表現 演	1	1		1	1	△	△	1			2		新井 直実
	身体表現 演	1	1		1	1	△	△	1			2		新井 直実
	言語表現 演	1	1		1	1			1	2				(川俣 紗織)
	保育指導法Ⅰ 演	1	1		1	○			○			2		(渡邊 由恵)
	保育指導法Ⅱ 演	1	1		1	○			○			2		(藤山裕美子)
	乳児保育Ⅰ 講	2	2	2		2			2	2				(武藤 好美)
	乳児保育Ⅱ 演	1	1		1				1			2		(萩尾ミドリ)
	特別支援教育・保育Ⅰ 演	1	1		1	1			1		2			(岡田 貴章)
	特別支援教育・保育Ⅱ 演	1	1		1				1			2		(村岡 淑恵)
	声 楽 演	1	1	1		○			○	2				(笠井 キミ子)
	幼児音楽Ⅰ 演	1	1	1		*8	○		○		2			(池藤 務子)
	幼児音楽Ⅱ 演	1	1	1			○		○			2		
幼児音楽Ⅲ 演	1	1	1			○		○				2	坂田 万代	
ピアノⅠ 演	1	1	1		*9				2		(2)			
ピアノⅡ 演	1	1	1						2		(2)		原 浩美・他	
ピアノ演奏法 演	1	1			○			○			2			
製菓合奏 演	1	1	1									2	椎山 克己	
音楽保育 演	1	1			○			○			2		椎山・原・坂田	
基礎造形Ⅰ 演	1	1	1		1	○		○	2				内 野 香	
基礎造形Ⅱ 演	1	1	1		1	○		○		2				

		単 位										時 間				備 考
		字 類	開 講	卒 業 必 修	教 職 必 修	保 育 士 必 修	レクリエーション・インストラクター	スポーツ・レクリエーション指導者	ベビーシッター認定	1年		2年				
										前 期	後 期	前 期	後 期			
専 門 教 育 科 目	体 育 演	1	1	1		○			○			2		新 井 真 実		
	モンテッソーリ教育法Ⅰ 演	1	1			○			○			2		岡 聡		
	モンテッソーリ教育法Ⅱ 演	1	1			○			○			2		岡 聡		
	レクリエーション概論 講	2	2				2	2		2				(原田 弘美)		
	スポーツ・レクリエーション概論 講	2	2					2				2		新 井 真 実		
	レクリエーション指導法 演	1	1				1	1				2		(原田 弘美)		
	在 宅 保 育 論 講	2	2						2			2		(瀧元 眞子)		
	チャイルドプロジェクト 演	2	2	2		○			○					学 科 教 員		
	保育実習指導Ⅰ 演	2	2				2	2						別 示 示		
	保育実習指導Ⅱ 演	1	1				*10		*10					別 示 示		
	保育実習指導Ⅲ 演	1	1				*11		*11			2		池 田・重 永 増 田・坂 田・他		
	保 育 実 習 Ⅰ 実	4	4				4	▲	▲	4						
	保 育 実 習 Ⅱ 実	2	2				*10		*10					別 示 示		
	保 育 実 習 Ⅲ 実	2	2				*11		*11					池 田・重 永 増 田・坂 田・他		
教 育 実 習 *12 実	5	5				5		▲	▲				別 示 示			
保育・教職実践演習 (必修) 演	2	2				2	2		2			4	原・新 井・他 藤 山・増 田(森 光)			
小 計	90	90	20	30	35	60	8	10	62	22	28	34	28			
合 計	122	122	32	30	43	70	8	10	72	47	37	39	33			

- 保育士資格取得希望者は○印科目の中から6単位以上修得すること。
 ○レクリエーション・インストラクターおよびスポーツ・レクリエーション資格取得希望者は、▲印科目の中から1単位以上および▲印科目の中から4単位以上修得すること。
 ○認定ベビーシッター資格取得希望者は、保育士資格を取得することが条件。

- *1、*2 いずれか2単位以上必修。
 *3、*4 いずれか2単位以上必修。
 *5 アメリカ語学研修(事前事後の研修を含む)。
 *6 ヨーロッパ研修(事前事後の研修を含む)。
 *7 いずれか6単位以上必修。
 *8、*9 いずれか1単位以上必修。
 *10、*11 いずれか3単位以上必修。
 *12 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含む。

2019年度入学 フードデザイン学科		単 位				時 間				備 考		
		学 則	開 講	卒 業 必 修	選 修 工 心 修	1 年 前 期	1 年 後 期	2 年 前 期	2 年 後 期			
基礎 教 育 科 目	キリスト教概論	講	2	2	2					(山下 敦)		
	信愛教育Ⅰ	演	1	1	1			2		宗教部長・ 他		
	信愛教育Ⅱ	演	1	1	1				2			
	信愛教育Ⅲ	演	1	1	1		2			阿久根政子		
	信愛教育Ⅳ	演	1	1	1		2					
	英語Ⅰ	演	1	1	*1		2			*3 教務部		
	英語Ⅱ	演	1	1	*1			2				
	英語Ⅲ	演	1	1	*1				2	別に示す		
	英語Ⅳ	演	1	1	*1				2			
	英語Ⅴ	演	1	1	*1					*4 教務部		
	フランス語Ⅰ	演	1	1	*2		2					
	フランス語Ⅱ	演	1	1	*2			2		(増富美子)		
	キャリアガイダンスⅠ	演	1	1			1	1		山村涼子・他		
	キャリアガイダンスⅡ	演	1	1					1 1			
	日本文学	講	2	2			2			(生地 篤)		
	日本国憲法	講	2	2			2					
	心 理 学	講	2	2		2	2			越田可奈子		
ヨーロッパ文化	演	1	1	4					別に示す			
生活と環境	講	2	2			2			*4 教務部			
生命と自然	講	2	2			2			安保 康治			
基礎統計学	講	2	2			2			酒部真紀子			
小 計		28	28	12	0	2	0	0	21	7	5	5
専 門 教 育 科 目	公衆衛生学	講	2	2		2	2		2	(柴田 彰)		
	社会福祉概論	講	2	2		2	2		2	重永 茂		
	解剖学	講	2	2		2	2		2	(庵嶋 聖)		
	生理学	講	2	2		2	2		2	(鶴崎政志)		
	生化学Ⅰ	講	2	2		2		2		安保 康治		
	生化学Ⅱ	講	2	2		2		2				
	生化学実験	実	1	1		1			3	*5		
	食品学総論	講	2	2	2	2						
	食品学各論	講	2	2		2		2		江越 和夫		
	食品学実験	実	1	1		1		3				
	食品加工学実習	実	1	1		1			3			
食品衛生学	講	2	2	2	2		2					
食品衛生学実験	実	1	1		1			3				

		単 位				時 間		備 考	
		学 則	開 講	卒業必修	栄養士必修 実習士必修 トク修必修 ア1修必修 ア2修必修	1年	2年		
						前 期	後 期		前 期
専 門 科 目	栄 養 と 健 康	基礎栄養学Ⅰ	講	2	2	2		安 保 東 治	
		基礎栄養学Ⅱ	講	1	1		1		
		応用栄養学Ⅰ	講	2	2	2		山 下 浩 子	
		応用栄養学Ⅱ	講	1	1		1		
		応用栄養学実習	実	1	1		3	(床嶋純子)	
		臨床栄養学概論	講	2	2	2		2	石 井 妙 子
	臨床栄養学実習	実	1	1	1		3		
	栄 養 の 指 導	栄養指導論	講	2	2	2		2	山 下 浩 子
		栄養指導演習	演	1	1	1		2	
		栄養士情報処理演習	演	1	1		1	2	黄 部 典 紀 子
		栄養指導実習	実	1	1			3	山 下 浩 子
		公衆栄養学概論	講	2	2	2		2	
給 食 の 運 営		調 理 学	講	2	2	2		2	山 村 涼 子
	基礎調理学実習Ⅰ	実	1	1	1		3		
	基礎調理学実習Ⅱ	実	1	1	1		3		
	応用調理学実習Ⅰ	実	1	1			3		
	応用調理学実習Ⅱ	実	1	1			3		
	給食計画論	演	1	1	1		2		
	給食実務論	演	1	1	1		2		
	給食管理実習Ⅰ	実	1	1			4		
	給食管理実習Ⅱ	実	1	1			4		
	校外給食管理実習Ⅰ	実	1	1			別		
	栄養士基礎演習	演	1	1	1		2		
	フードプロジェクトⅠ	演	1	1	1		2		
	フードプロジェクトⅡ	演	1	1	1		2		
	フードプロジェクトⅢ	演	1	1	1		2		
	フードプロジェクトⅣ	演	1	1	1		2		
	栄養・生化学演習	演	1	1			2		
	栄養士総合演習Ⅰ	演	1	1			2		
	栄養士総合演習Ⅱ	演	1	1			2		
校外給食管理実習Ⅱ	実	1	1			別			
フードアナリスト概論	講	1	1		1	1			
フードアレンジ演習	演	1	1			1			
フードインターンシップ	演	1	1			別			
製菓・製パン演習	演	1	1			2			

			単 位						時 間				備 考	
			学 期	開 講	卒業 必修	卒業 選択 必修	卒業 選択 必修	卒業 選択 必修	卒業 選択 必修	1年		2年		
										前 期	後 期	前 期		後 期
専 門 教 育 科 目	医療事務総論	講	2	2			2							奥部良紀子 (戸塚幹栄) (岩崎光孝) *8 奥部良紀子 (岡由紀子) (志賀孝子) (志賀佳久)
	情報処理演習	演	1	1			1		2					
	医療事務演習	演	1	1			1				2			
	医療秘書実務学	講	2	2			2				2			
	医療秘書実務実習	実	1	1			1				別			
	介護概論	講	2	2			2					2		
	薬と検査	講	2	2			2					2		
小 計		74	74	22	28	50	19	1	1	25	33	34	22	
合 計		102	102	34	28	50	21	1	1	46	40	41	27	

- * 1 } いずれか2単位以上必修。
 * 2 }
 * 3 アメリカ語学研修 (事前事後の研修を含む)。
 * 4 ヨーロッパ研修 (事前事後の研修を含む)。
 * 5 食品加工学を含む。
 * 6 学外実習 (事業所・社会福祉施設)。
 * 7 学外実習 (病院)。
 * 8 学外実習 (病院)。

久留米信愛短期大学

〒839-8508

福岡県久留米市御井町2278-1

電 話 (0942) 4 3 - 4 5 3 2

F A X (0942) 4 3 - 2 5 3 1